

『朝野群載』 卷二一 校訂と註釈 (三)

朝野群載研究会

凡例 (追加)

本文編

六註

・『群載』卷二一の後半部に収録されている国務条事を引用する場合は、国務条事全体を文書番号^⑳とし、さらに一つ書きごとに枝番号を付して表記する。例えば、冒頭の「一 隨身不与状并勘畢税帳事」は^⑳・1となる。

・引用史料の略称について、以下の事例を追加する。

『別聚符宣抄』 ↓ 『別聚』
 『大日本古文书』 編年文書 ↓ 『大日古』 ○・○

(付記)

前号より大高広和が、今号より西本哲也が新たに研究会に加わり、執筆を担当した。

(吉永 匡史)

⑳ 高階成章籤符申文

申籤符

從四位下行阿波守高階朝臣成章誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、准傍例、不待本任放還、給籤符、赴任國狀

右謹檢案内、須待本任放還、給籤符、赴任國也。而進発在近、相催無

程。望請 天恩。因准傍例、不待本任放還、被給籤符、將赴任國。成

章誠惶誠恐謹言。

長久五年二月廿八日 從四位下行阿波守高階朝臣成章

今案、在本任之人、待其放還、給籤符、赴任國。爰京官者不給而不行。仍所申請也。但諸道博士、不預官物之類、非責限。又無本官之人不可申請。式云、自京官遷任畿内之人、雖不進本任解由、向任國。近江・丹波等准之。不申請籤符之時、任符所、稱宣旨未

下之由、敢不作上之故也。

②②信濃國司罷符

罷符

太政官符 信濃國司

正五位下藤原朝臣永平

右今月一日任彼國守畢。國宜承知、官物一事已上、依例分付。符到奉行。

弁 史

年月日

②③伯耆國司罷符

太政官符伯耆國司

從五位下平朝臣忠盛

右去三月廿日任彼國守畢。國宜承知、官物一事已上、依例分附。符到奉行。

造東大寺長官正四位下行左中辨藤原朝臣 修理右宮城判官正五位

下行左大史兼算博士播磨介小槻宿禰

年月日

②④藤原家業依下名誤依本位賜任符申文

依下名誤依本位申賜任符

上野介從五位下藤原朝臣家業誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩被下宣旨、依本位賜任符狀

右家業、去正月除上野介。即賜籤符、欲赴任國、下名誤注從五位上。

仍不給任符。望請 天恩。被下宣旨、依本位給任符。家業誠惶誠恐謹言。

治安四年七月九日 上野介

②⑤出羽守橘時舒改路次申文

國司申改路次

從五位上行出羽守橘朝臣時舒解 申請 官裁事

請殊蒙 官裁、因准前例、被給官符於東海道、准正道赴任國狀

右謹、須自路次罷下。而頃年之間、水陸自變、遠行之程、道路多險。

望請 官裁。因准前例、給食馬官符於海道、將以罷向矣。仍注事狀謹解。

天祿二年四月五日 從五位上行出羽守橘朝臣

②⑥駿河國司國司以下帶劍申文

國司以下申帶劍

駿河國司解 申請 官裁事

請因准諸國例、被令國司并郡司・雜任帶劍狀

右謹檢案内、當國西作遠江國榛原郡、東承相模國足柄關。況復國內帶

清見・橫走兩關。坂東暴戾之類、得地往反、隣國奸猾之徒、占境栖集。

侵害屢聞、奪擊發。百姓不安、境內無靜。國宰守官符旨、勘糺奸犯之

輩、不帶弓箭、無便追捕。近則管益頭郡司伴成正、判官代永原忠藤等、

去天曆八年被害、介橘朝臣忠幹、去年被殺害也。是或拒押公事、或

忽結私怨、往々所侵也。重檢傍例、甲斐・信濃等國、雖云不置關門、

去承平・天慶之間、任國申請、已被裁許。此國已帶兩關、何不申請。

加以可捕糺私帶兵仗之輩、及勤行警固之狀、官符重疊。若無弓矢之儲、

何禦非常之危。望請 官裁。准諸國例、被裁許件帶劔、將為不虞之備。仍錄事狀、謹請 官裁。謹解。

天曆十年六月廿一日

件帶劔事、同年十月廿一日中納言師尹宣、奉 勅、依請。

⑳下總守藤原有行兼押領使并給隨兵申文

申兼押領使并給隨兵

從五位下下總守藤原朝臣有行誠惶誠恐謹言

請被特蒙 天恩、因准先例、兼行押領使、并給隨兵卅人狀

右謹檢案内、當國・隣國司等、帶押領使、并給隨兵、勤行公事。其例尤多。近則前司守從五位下菅原朝臣名明、依天慶九年八月六日符、兼押領使、并給隨兵卅人。凡坂東諸國、不善之輩、橫行所部、道路之間、取物害人。如此物危、日夜不絕。非施公威、何肅國土。望請 天恩。因准先例、不費官物、國廻方略、漸以宛行。然則若有凶黨之輩、且以追捕、且以言上。有行誠惶誠恐謹言。

天曆四年二月廿日 從五位下

同年五月五日左大臣宣、奉 勅、依請。

㉑淡路國司補押領使申文

申補押領使

淡路國司解 申請 官裁事

請被因准傍例給官符、以正六位上高安宿祢為正補押領使狀

右謹檢案内、此國四方帶海、奸猾易通。况乎世及澆季、俗亦狼戾也。警衛之備、無人勤行。望請 官裁。以件為正補押領使職者、將令就不虞之勤。仍勒事狀謹解。

寬弘三年四月十一日

㉒追捕使官符

追討使官符

太政官符近江國司

應以散位從七位上甲可臣是茂令追捕部内凶黨事

右得彼國去年十月十七日解備、謹檢案内、此國帶三箇道、為要害地。奸猾之輩、橫行部内、強盜殺害、往々不絕。仍前前國宰、部内武藝之輩、撰堪其事之者、申請公家、為追捕使。近則故佐々貴山公興恒・故大友兼平等是也。爰兼平今年二月其身死去。前司介藤原朝臣清正、權大掾依知秦公廣範可補彼替之狀、言上解文先畢。而件廣範、齡已老、身非武藝。今件是茂忠廉之情、方寸不撓。文武之用、隨分相兼。糾察・追捕、可堪其職。望請 官裁。因准先例、以件是茂為追捕使、肅靜部内者、右大臣宣、依請者。國宜承知、依宣行之。符到奉行。

正五位下守左中辨藤原朝臣文範

左大史

天曆十年六月十三日

㉓押領使官符

太政官符 出雲國司

應以清瀧靜平為押領使令追捕部内奸濫輩事

右得彼國去正月廿六日解狀備、謹檢案内、美作・伯耆等國申請官符、押領使勤行警固事。而此國在二境之中、暴惡之輩任心橫行。自非官符之使、何糾執惡之徒。加以年來之間、賦稅之民恣集黨類、動奪人物。謹案事情、糺捕凶類之道、尤在此使。方今靜平才幹兼備、亦堪武藝、清廉之性、勤公在心。望請 官裁。准件等國例、以靜平被裁給押領使、

且令斷凶惡之輩、且令在乎善之風者、右大臣宣、依請者。國宜承知、依宣行之。符到奉行。

從四位下行左中弁橘朝臣好古

左大史出雲宿祢蔭時

天曆六年十一月九日

③捕進官符

太政官符 左右京職

應槌捕進伊豫守佐伯朝臣公行妾從者藤原吉道・出納不知姓春正等事
右内大臣宣、奉 勅、件吉道等為勸札奉咒咀中官之事、宜仰彼職、槌尋在處。令捕進之輩、隨其品秩將加勸賞者。職宜承知、依宣行之。所犯已重、不得疎略。符到奉行。

正四位上右中弁 左少史

寬弘六年十一月廿日

註 釈 編

②高階成章籤符申文

申籤符⁽¹⁾

從四位下行阿波守高階朝臣成章誠惶誠恐謹言⁽²⁾

請特蒙 天恩、准傍例、不待本任放還、給籤符、赴任國狀⁽⁴⁾

右謹檢案内、須待本任放還、給籤符、赴任國也。而進発在近、相催無程。望請 天恩。因准傍例、不待本任放還、被給籤符、將赴任國。成章誠惶誠恐謹言。

長久五年二月廿八日 從四位下行阿波守高階朝臣成章⁽¹⁶⁾

今案、在本任之人、待其放還、給籤符、赴任國。爰京官者不給而

不行。仍所申請也。但諸道博士、不預官物之類、非責限。又無本官之人不可申請。式云、自京官遷任畿内之人、雖不進本任解由、向任國。近江・丹波等准之。不申請籤符之時、任符所、稱宣旨未下之由、敢不作上之故也。

【校訂註】

- (1) 籤…「籤」(底・葉・史・豊・東)、「籤」(「籤」と傍書)(伴)
- (2) 行…脱「行」を補(伴)
- (3) 阿…「河」(紅)
- (4) 准…上に「因イ」を補(史)、上に「因」を補(伴)、上に「因」あり(大)
- (5) 本…「不」(「本」と傍書)(伴)
- (6) 籤…「籤」(史・豊・東)、「籤」(「籤」と傍書)(伴)
- (7) 赴…「趣」(史・豊)
- (8) 任…脱(葉)
- (9) 本…「木」(伴)
- (10) 放…「於」(「放」と傍訂)(史)
- (11) 還…「還」(紅)、「還」(「還」と傍書)(伴)
- (12) 籤…「籤」(史・豊・東)
- (13) 本…「不」(「本」と傍訂)(伴)
- (14) 任…「任」(「任」と傍書)(伴)
- (15) 籤…「籤」(史・豊・東)
- (16) 八…「八」(「五」と傍訂)(伴)
- (17) 阿…「河」(紅)
- (18) 成章…脱(紅)、脱「成章」と補(伴)

- (19) 籤…「籤」(史・豊)
 (20) 不…「木」「不」と傍書(伴)
 (21) 不可…「可不」(伴)
 (22) 云自…欠(紅)、脱「云自」を補(伴)
 (23) 籤…「籤」「籤」と傍書(伴)
 (24) 雖…「改」「雖」(二本)と傍書(史)、「改」(豊)、「稚」(紅)、「雅」「雖」と傍書(伴)
 (25) 任…「位」「任イ」と傍書(史)、「位」(豊)
 (26) 等…「守」「等」と傍書(伴)
 (27) 籤…「籤」(史・豊)
 (28) 之…脱(葉)

【書き下し】

籤符を申す⁽¹⁾⁽²⁾

従四位下行阿波守高階朝臣成章誠惶誠恐謹言

特に 天恩を蒙り、傍例に准へ、本任の放還を待たず、籤符を給ひ、任国に赴かむことを請ふ状

右謹みて案内を檢するに、須く本任の放還を待ち、籤符を給ひ、任国に赴くべきなり。而るに進発近くに在り、相催すに程無し。望み請ふらくは 天恩を。傍例に因准し、本任の放還を待たず、籤符を給はられ、將に任国に赴かむとす。成章誠惶誠恐謹言。

長久五年二月廿八日 従四位下行阿波守高階朝臣成章

今案するに、本任に在るの人、其の放還を待ち、籤符を給ひ、任国に赴く。爰に京官は給はずして行かず。仍て申請する所なり。但し諸道博士と、官物に預からざるの類とは、責ふ限りに非ず。

又本官無き人は申請すべからず。式に云へらく、京官より畿内に遷任するの人、本任の解由を進らせずと雖も、任国に向かへ。近江・丹波等は之に准へよ、と。籤符を申請せざるの時、任符所⁽¹²⁾ 宣旨未だ下らざるの由を称し、敢へて作上せざるの故なり。

【註】

(1) 籤符を申す 卷二冒頭の目録では「申給籤符」とある。なお、この部分の「籤」の字は底本も「籤」とつくっているが、字義等から考えて本来は「籤」となっていたはずであり、比較的早い段階からの誤写とみなされる。

(2) 籤符 唐では籤符の語は品官を証明する告身と同義であるが(『三代格』卷八・弘仁十年(八一九)十二月二五日官符所引永徽禄令)、日本では位記が重視された結果、籤符は国司などの外官の任命の際に出される太政官符を指す語として用いられたことが、延喜太政官式(22遷任条など)や『延喜交替式』からうかがえる。また、本文書のように籤符と任符とは混同されている場合があるので、両者は同義と考えてよい(市大樹「国司任符の発給について」『延喜式研究』十四、一九九八)。原則として、前任の官司での解由状を取得して式部省に提出し、交替業務を完了することによって初めて新任官の任符を得ることができた。給与支給などの点で任符の到着が国司の交替の基準とされ(田令34在外諸司条集解跡記・朱説所引先説、『延喜交替式』)、また赴任時の路次の国々での供給や着任の儀式に任符が必要不可欠となっていたため、新司はこれを携えて任地まで赴いた(『群載』卷二二⁽³⁸⁾・10、『中右記』嘉保元年(一〇九四)九月六日条)。なお、⑨・⑩文書は

任用国司の任符の実例で、②・③文書は受領国司の任符の実例である。

- (3) 高階朝臣成章 正暦元年(九九〇)〜康平元年(一〇五八)。藤原道長の家司東宮亮業遠の男。長和五年(一〇一六)蔵人となり、同六年従五位下。寛仁三年(一〇一九)には紀伊守となり、以後受領等を歴任した。長久三年(一〇四二)正月に従四位下、続いて主殿頭となり、そして本文書の一月前に当たる同五年正月に阿波守となっている。天喜二年(一〇五四)には大宰大式に任ぜられ、同三年従三位。康平元年(一〇五八)正三位大宰大式にして、大宰府に薨ず(以上『補任』)。
- (4) 本任の放還 前任の官司において解由状を得て式部省に提出し、その交替業務が完了すること。
相催すに程無し 解由状の支給を催促しても、出発すべき期日までに間に合わないということ。
- (6) 今案するに 以下は本来の籤符申文の文言ではなく、後補である。算博士であった為康が諸道の官人のための心覚えとして『群載』を編纂したのではないかとする五味文彦氏の見解に従えば、註(8)のように諸道博士についての言及があるあたりは、後補部分が為康本人の手によるものであるという意を強くさせるが、あるいは為康が手に入れた原資料に記されていたものであるという可能性もなお否定できない(五味文彦「文士と諸道の世界」『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三。彌永貞三「朝野群載」『国史大系書目解題』上巻、吉川弘文館、一九七二)。
- (7) 爰に京…所なり 註(3)に見たように、このとき成章は京官の主殿頭から国司の阿波守へと任じられている。その場合、国司から国司へと遷任するときと同様、解由状を提出せず籤符を得ていない状態では赴任することができないので、前任官司での交替業務が完了していなくても特別に籤符を発給してもらえるよう、申請を行っているということ。
- (8) 諸道博…に非ず 『延喜交替式』に「凡大学諸博士、不責解由。自余諸司、不預官物公文者、准此」と同様の規定がある。
- (9) 本官無…からず 本官の無い者、つまり散位の者は、散位であった期間中にそれ以前の官の解由状は取得しておくべきであり、本文書のような申請は認められなかったであろう。また、初めて任官される者についてはそうした問題がない。
- (10) 式 延喜太政官式21京官遷畿内条(「凡自京官遷任畿内之輩、雖未進本任解由、且聽向国〈近江、丹波准此〉」)のことだが、「且(しばらく)」とあるように、これはあくまで暫定的な処置である。本条文の裏を返せば、京官から近江・丹波以外の畿外の国司に遷任する場合には、本任の解由を提出して籤符の発給を受けてから任国に向かわなければならなかったのである。
- (11) 籤符を…故なり ここでの「宣旨」とは所謂不待本任放還宣旨のことである。ここで、解由状の提出のないままに籤符を発給させるものであり、実例が『符宣抄』第八任符に多く載せられている。この部分は文脈上唐突に現れるようにみえるが、「但諸道…等准之」の部分は解由状の申請ができないか必要のない例を挙げており、そこは挿入された部分とみなすことができる。なのでその部分を除けば、本文書のように籤符を申請した背景を始めに述べ、そして申請しなかった場合について触れているものとみなすことができる。申請しないと不待本任放還宣旨が下っていないとして任符所が籤符

を作成しないので申請の必要があるということだが、申請による不待本任放還宣旨が既に常態化していたことを窺わせる。

- (12) 任符所 任符を作成する所。『西宮記』卷二除目によれば、任官儀礼の終了後、式部省と兵部省は召名の正文を外記に渡し、外記は写しを「任符所」と藏人所に通ずつ送っており、それを元に任符が作成されたと考えられる。その構成員としては、弁や史生があった(『小右記』長元二年(二〇二九)二月二二日条・『中右記』長治元年(一一〇四)五月三日条)。

- (13) 作上 『符宣抄』第八・延喜十八年(九一八)十月二一日宣旨や『中右記』長治元年五月三日条等にも同様の表現がみえ、最後の請印等を除いた、任符本文の作成を指しているとみられる。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は京官から近江・丹波以外の畿外の受領国司に遷任する場合で、解由状を提出しないままでの籤符の発給を申請しているものであるが、実質的にはそのための不待本任放還宣旨を申請する申文である。市大樹氏によれば、解由状未進者が任用されてしまうことがあっても、任符請印の際に解由状の取得について再確認が行われ、未進者の任符は発給されない仕組みが存在していた。しかし、『符宣抄』第八任符にあるように、延喜年間以降には不待本任放還宣旨が頻繁に下されていることが確認される。それは受領に任じられる適任者の数にも限りがあり、不待本任放還宣旨なくしては受領を中心とした地方制度が円滑に立ちゆかなくなっている背景があるのだろう。ただし、不待本任放還宣旨は解由状提出を一時棚上げするもので、提出が免除されるわけではないし、また本文書のようにいちいちその宣旨の申請が必要で

あった点にも留意しておかなくてはならない。

【関連史料】

延喜太政官式21京官遷畿内条、『延喜交替式』、『符宣抄』第八任符

【参考文献】

市大樹「国司任符に関する基礎的考察」(『古文書研究』四七、一九九八)、同「国司任符の発給について」(『延喜式研究』十四、一九九八)、福井俊彦「『延喜交替式』による交替制度」(『交替式の研究』吉川弘文館、一九七八)、渡辺滋「日本古代における任官関係文書の特質」(『日本史研究』五一四、二〇〇五)

(大高 広和)

②信濃国司罷符

罷符

太政官符 信濃国司

正五位下藤原朝臣永平

右今月一日任彼國守畢。國宜承知、官物一事已上、依例分付。符到奉行。

弁 年 月 日 史

【校訂註】

- (1) 罷…「羅」「罷」と傍訂(史)、「羅」(豊)
(2) 太…「大」(豊)

- (3) 原…「源」(紅)
(4) 一…脱「一」を補(伴)

【書き下し】

罷符⁽¹⁾

太政官符す 信濃国司

正五位下藤原朝臣永平⁽²⁾

右今月一日彼国の守に任じ畢ぬ。国宜しく承知し、官物一事已上、例に依りて分付すべし。符到らば奉行せよ。

弁 年 月 日 史

【註】

- (1) 罷符 「罷」は罷免の意でなく「罷る」を意味し、任地へ赴く受領等に発給した任符を指すようである。このことはまず、『符宣抄』第八任符の任符が本文書と同形式であることから分かる。さらに、「罷符」の事例は『中右記』に二例見え、発給の対象は大宰権帥と受領である(康和五年(一一〇三)十月八日・長治元年(一一〇四)四月八日条)。前者は、大宰権帥藤原季仲が赴任の途中で「罷符」を紛失した記事であるが、『世紀』同日条ではこれを「任符」と記しており、両者が同一のものを指すことがわかる。ただし、「罷符」は『小右記』『御堂』など撰関期の日記に見えないことから、「罷符」は平安時代後期に使用されるようになった受領任符の別称であると言えよう。

(2) 藤原朝臣永平 『分脈』(国史大系本)の頭注は永平の兄として挙

げる永年が前田本・内閣本にないことから、両者が同一人物である可能性を提示する(藤原永平なる人物は『分脈』以外には見えない)。ともに父は尹文、母は藤原定方女で、経歴も似ている。永平の信濃守の補任時期は不明であるが、天元五年(九八二)に藤原陳忠が信濃守現任であり(『小右記』同年三月十一日条)、また永年は永祚元年(九八九)十二月三十日に前信濃守として卒去している(『小右記』)、永平と永年が同一人物とすればこの間のことと考えられる。

(3)

官物一…すべし 新司と前司との間で、正税などの官物を引き継ぐべきことが記されている。八世紀には正税を中心として引き継いでいたが、延暦末年以降は国内の諸施設も引き継ぎの対象として加えられていった(『延暦交替式』延暦十九年(八〇〇)九月十六日・二日官符、『三代格』卷十二・弘仁四年(八一三)九月二三日官符)。こうした変化は受領の権限および責務の増大と一連の動きである。八世紀に倉別の専当人により管理されていた官物は、やがて受領が一手に引き受けるようになり、九世紀に専当制が廃止された後は、受領の交替時にのみ官物の引き継ぎを行うようになっていく(寺内浩「平安初期の受領と任用」『受領制の研究』塙書房、二〇〇四、初出一九九一)。なお、具体的な引き継ぎの手順は『群載』卷二二⁽³⁸⁾・20を参照。

(4)

符到らば奉行せよ 新任国司が任符を携行して任地へ到着すると、前司が任符を確認する「奉行」の儀が行われた(『群載』卷二二⁽³⁸⁾・10)。実例からは前司が任符を確認した後、「奉行」の文字と日付を記入して署名を加えるとともに、国印を押捺したことが窺える(『時範記』承徳三年(一一〇九九)二月十五日条)なお、郡

司の例であるが、実例も存在する（平・一二〇〇）。

【文書の位置づけ・機能】

註(1)で述べたように本文書は受領の任符であり、これは「不待本任放還宣旨」を申請する⑨文書の次に掲載されることから推定できる。さらに、「外国官人官符」の⑨・⑩文書と区別されていることは注意を要する。本文書の年代は、藤原永年が信濃守に補任された十世紀末頃と考えられ、任国の政務を請け負う受領国司とそれ以外の任用国司との間に大きな差が表れた時代であった。両者の差異は交替時に顕著であり、受領は新司の携行する任符によって交替するのに対し、任用の交替は停任符によることとされた（『別聚』延喜十年（九一〇）六月二三日宣旨）。ここには官物引き継ぎのために赴任しなければならぬ受領と、その必要のない任用との差が表れており、前者の任符である本文書と後者の任符である⑨・⑩文書との差異もこれに起因する。なお、本文書の伝来過程は⑨・⑩文書と同様に、『周易抄』紙背文書のような内案の可能性がある（田島公「『周易抄』紙背文書と内案」『日本歴史』六〇八、一九九九）一方、『群載』編者の三善為康と親交の深い藤原為房・為隆からもたらされた可能性もある（五味文彦『『朝野群載』と『政途簡要集』』『中世社会史料論』校倉書房、二〇〇六）。

【関連史料】

『符宣抄』第八任符、『中右記』康和五年十月八日・長治元年四月八日条、『世紀』康和五年十月八日条、『別聚』延喜十年六月二三日宣旨

【参考文献】

阿部猛「国司の交替」（『日本歴史』三三九、一九七六）、市大樹「国司任符の発給について」（『延喜式研究』十四、一九九八）、同「国司任符に関する基礎的考察」（『古文書研究』四七、一九九八）、渡辺滋「日本古代における任官関係文書の特質」（『日本史研究』五一四、二〇〇五）

（宮川 麻紀）

② 伯耆国司罷符

太政官符伯耆國司

從五位下平朝臣忠盛⁽²⁾

右去三月廿日任彼國守畢。國亘承知、官物一事已上、依例分附。符到奉行。

造東大寺長官正四位下行左中辨藤原朝臣

修理右宮城判官正五位下行左大史兼算博士播磨介小槻宿祢

年月日

【校訂註】

- (1) 符…下に「此間二字欠」と傍書（伴）
- (2) 盛…「成」と傍書（伴）
- (3) 依…欠（紅）
- (4) 例…「件」（史・豊）、欠（紅）
- (5) 符…脱（紅）、脱「符」を補（伴）
- (6) 理…下に「亮イ」を補（史・豊）
- (7) 右…「介」（東）、「亮」（大）

- (8) 「右」以下24字…「亮―宿祢」(紅)、「亮―宿祢」〔宮城判官正五位下行左大史兼算博士播磨介小槻宿祢〕と傍訂(伴)
- (9) 兼…脱(大)
- (10) 算…「管」(東)
- (11) 播磨…「権」(東)

【書き下し】

太政官符す伯耆国司

従五位下平朝臣忠盛

右去る三月廿日彼国の守に任じ畢ぬ。国宜しく承知し、官物一事已上、例に依りて分附すべし。符到らば奉行せよ。

造東大寺長官正四位下行左中弁藤原朝臣 修理右宮城判官正五位

下行左大史兼算博士播磨介小槻宿祢

年月日

【註】

- (1) 平朝臣忠盛 永長元年(一〇九六)〜仁平三年(一一五三)。平正盛男、清盛の父。白河法皇の寵を得て、左衛門少尉・檢非違使・伯耆守・越前守などを歴任。大治四年(一一二九)に山陽・南海道の海賊を追捕する。法皇の没後は鳥羽上皇の近臣となり、保延元年(一一三五)に再び海賊追捕にあたる。備前守・中務大輔・美作守・尾張守・播磨守・内蔵頭・刑部卿を歴任した。なお、伯耆守としての初見は永久五年(一一一七)十一月二六日であり、『台記別記』久安四年(一一四八)八月十四日条、保安元年(一一二〇)十一月二五日には越前守に遷任した(『中右記』)。私

家集「平忠盛集」がある。

- (2) 藤原朝臣 藤原為隆。延久二年(一〇七〇)〜大治五年(一一三〇)。藤原為房男。応徳三年(一〇八六)に藏人となり、越前守・甲斐守・中宮大進を経て弁官に任じられる。正四位下左中弁となつたのは永久三年(一一一五)八月十三日(以上『補任』「弁官補任」)。「補任」は造東大寺長官への補任を元永二年(一一一九)とするが、すでに永久二年(一一一四)の文書に見えてい(『東大寺文書』十一・同年五月二八日行造東大寺事務所下文案。小槻宿祢 小槻盛仲。康和三年(一一〇二)算博士に任じられ(『成文抄』第五兼国、同五年(一一〇三)には父祐俊から左大史を讓任(『世紀』二月三十日条)。天永二年(一一一一)従五位上から正五位下へ加階した(『中右記』二月十四日条)。同四年(一一一六)正月には越後介に任じられている(『成文抄』第五兼国)。

【文書の位置・機能】

本文書の年代は、藤原為隆が左中弁に転任した永久三年(一一一五)八月十三日から、小槻盛仲が越後介に任官された同四年正月以前と考えられる。本文書の性格は②文書を参照。ただし、本文書は②文書に比べて弁・史の位置が残されている。

なお、本文書は②文書と同様に内案の可能性があるとともに、三善為康が藤原為房・為隆から入手した可能性もある。

【関連史料】

②文書参照。

【参考文献】

② 文書参照。

(宮川 麻紀)

② 藤原家業依下名誤依本位賜任符申文

依下名誤依本位申賜任符

上野介従五位下藤原朝臣家業誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天恩被下宣旨、依本位賜任符状

右家業、去正月除上野介。即賜籤符、欲赴任國、下名誤注従五位上。

仍不給任符。望請 天恩。被下宣旨、依本位給任符。家業誠惶誠恐謹言。

治安四年七月九日 上野介

【校訂註】

- (1) 名…「各」(底・葉・紅・東)、「各」〔「名」と傍訂〕(史・豊・伴)
- (2) 誤…「誤」〔「誤」と傍書〕(伴)
- (3) 宣旨…闕字す(史・豊)
- (4) 籤…「籤」(史・豊)
- (5) 注…「任」〔「注」と傍書〕(葉)、「住」〔「注」と傍書〕(伴)
- (6) 天恩…闕字せず(伴)
- (7) 宣旨…闕字す(史・豊)
- (8) 家…「宗」〔「家」と傍書〕(史)、「宗」(豊)

補注

本文書には二カ所に「下名」が見えるが、このうち前出部分の「名」字は大以外の諸本で「各」となっている(校訂註(1)参照)。しかし、①「下各」では文章が通じないこと、②史・豊・伴は「各」を「名」と傍訂していること、③「名」と「各」はきわめて似通った文字であること、④後出部分は諸本とも異同なく「名」字となっていること、などを理由に、本文は「下名」と校訂した。

【書き下し】

下名の誤りに依り本位に依りて任符を賜ふを申す

上野介従五位下藤原朝臣家業誠惶誠恐謹言

殊に 天恩を蒙り宣旨を下され、本位に依りて任符を賜はむことを請ふ状

右家業、去る正月上野介に除す。即ち籤符を賜ひ、任国に赴かむと欲するも、下名誤りて従五位上と注す。仍て任符を給はず。望み請ふらくは 天恩を。宣旨を下され、本位に依りて任符を給はむことを。家業誠惶誠恐謹言。

治安四年七月九日 上野介

【註】

- (1) 下名 叙位・除目ともに下名と称される文書を使用するが、ここでは特に除目下名を指す。除目下名は大間からその年の任人の名を抄出して記載した文書であり、上卿から式部・兵部二省の丞に伝達された。西本昌弘氏の研究によると、下名は任官儀礼参入前

に任人を点検する唱計の儀で使用される名簿にその原型があり、そのため本来は公卿をのぞく任人全員を記すものであったが、天皇出御のもと内裏南殿で行われていた任官儀礼が太政官庁や外記庁で行われるようになるのに伴い形骸化し、任人の一部を抄出するようになった。また、このような除目の儀式の形態は基本的に八世紀まで遡ることが可能であり、正倉院文書に現存する「上階官人歴名」〔大日古〕二四・七四〕や「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」〔大日古〕十五・一二九〕は、後世の下名にあたる任官文書（の案文または写し）の八世紀における実例であるという。ただし、本文書の内容からは任符が下名を基に作成されたこととなるが、これは下名の本来の機能や記載内容からして俄かには首肯しがたい。【文書の位置づけ・機能】参照。

(2) 任符 外官や畿外にある京官などの任命の際に発給される太政官符であり、ここでは新任国司に対するもの。宛所が新任国司の任国とされる点に特徴があり、また任符の任国への到着が国司交替および俸禄支給の基準とされたため新司にとってきわめて重要な文書とされ、特に九世紀以降は新司が自らこれを携えて任国に赴くようになった。⑨・⑩・⑪・⑫の各文書参照。

(3) 藤原朝臣家業 生没年未詳。『分脈』には「有国―貞嗣（本名貞順）―家業（或有国子）」および「有国―家業（実父丹波守貞順云々・或本広業子云々）」という二つの系譜が載る。ここから推測するに、家業は貞順（＝貞嗣）の子として生まれた後、何らかの事情で祖父有国の養子となったものと思われる。その時期については判然としないが、『御堂』には寛弘元年（一〇〇四）の時点で「勘解由長官（＝有国）子家業」と記されていることから

（十二月十九日条）、寛弘元年以前であることは確かであろう。さらに『分脈』によると、家業は文章生・藏人から出身し土佐守（または介）・上野介・少納言などを歴任、極位は従四位上（または下）まで昇ったようである。

つづいて古記録から家業の足跡をたどると、長和四年（一〇一五）に藤原教通宅が火災に遭った際、教通および藤原公任が一時家業宅に避難しており（『小右記』四月十三日条）、また寛仁二年（一〇一八）には「大殿（＝藤原道長）使」として藤原実資や僧仁海に道長の書状を届ける家業の様子が確認され（『小右記』五月二四日条・六月八日条、『御堂』六月八日条）、道長と深い関わりを有していたことが窺われる。一方で治安三年（一〇二三）には太皇太后宮賀茂祭使となった家業に実資が螺細劍を貸与しており、さらには家業を「為僕頗有志之者也、可謂如家人欵」と評するなど（『小右記』四月十一日条）、この時点までに実資とも深い結びつきを得ていたことがわかる。本文書はこの翌年（万寿元年）のものであり、加えて家業は任期中の万寿二年（一〇二五）に手作布百端を実資に献じていることから（『小右記』九月二六日条）、今回の家業の上野介任官は実資の推挙による可能性も考えられる。

さらに家業は、いわゆる「上野国交替実録帳」にみえる人物としても著名である。「上野国交替実録帳」は、前沢和之氏により「長元三年（一〇三〇）上野国不与解由状草案」と称すべき文書であることが明らかにされているが（『上野国交替実録帳』にみる地方政治）『群馬県史』通史編二・原始古代二、一九九二）、これはまさしく本文書において治安四年に上野介に任じられたこと

が知られる家業の、任期満了による交替に際しての不与解由状の草案である。ここで家業はいわゆる勘陳問答の中に「前司家業」として登場し、新司良任の破損や無実の所以を質す勘問に対し、「是非当任之懈怠」「具由注載代代不与解由状・度度検交替使実録帳言上先了」などと陳述し、これらの破損・無実が自身の責任ではなく代々のものであり、すでに報告も済ませている旨を主張している。

(4) 籤符 任符に同じ。①文書参照。

(5) 上野介 日下の署名は「上野介」のみであるが、原文書では冒頭部分のように「従五位下藤原朝臣家業」と続いていた可能性が高い。上野国はいわゆる親王任国であるため、介が受領にあたる。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、治安四年（万寿元年、一〇二四）正月に上野介に任官された藤原家業が、「下名」に記された位階が誤っていたために任符の発給を受けられず、そのため宣旨を下し正しい位階に基づいて任符を発給することを、同年七月に至り申請したものである。

平安時代の除目は、任官すべき官名が列記された大間と呼ばれる文書に執筆の大臣が入眼（任人の名を書き入れること）していき、その後完成した大間を天覧に供し、さらにそこから上卿および清書の参議によって召名（Ⅱ除目清書）を作成し奏覧する、という手順で行われた。以上の一連のプロセスにおいて、大間への入眼後に任人の変更や追任者が生じることもありえたため、除目においては召名こそが最も正式な文書であり、少なくとも十世紀以降は召名の作成・奏覧によって任官が最終的に決定したものとされた。加えて外官への任官の

際には、外記によって作成された召名の写しが任符所へ送られ、任国へ新司の任官を通知する太政官符である任符が作成された。市大樹氏の研究によると、国司の交替は任符の任国への到着を基準としており、また任符の作成・発給の過程で少納言局が請印を拒否することによって解由状未得者の赴任を停止させる仕組みが存在したことから、国司の場合は除目によって任官されるのみでは不十分で、その後首尾よく任符を取得することが必要とされた。家業はかように重要な任符が「下名」の記載ミスにより取得できない状況に置かれたため、改めて任符を発給するよう自ら申請しているのである。『符宣抄』第八には任符およびそれに関する宣旨が多数収録されているが、そこには任人の名やカバネの誤記などを訂正して任符を発給するよう命じる宣旨が「名替」として四通一括して記録されており、家業はこのような宣旨およびそれによる任符発給を期待したものと思われる。

ただし、本文書は任符が「下名」から作成されたことを物語っており、ここに本文書の重大な問題点が存在する。先に述べたように任符は本来、召名の写しを任符所に送り作成していたため、任符の基礎資料となるのは召名（の写し）であるはずだからである。これは召名が除目清書とも称されることや、大間に入眼し決定された任官者名を勅任・奏任などの別により「清書」し任官を最終的に確定させるといふ、召名の本来の性質に照らしても首肯されるであろう。

対して下名は召名とは別個に大間から作成される文書であって、四位・五位・初位以上（六位）それぞれに大間から任人を数人ずつ抄出したのみの書様であり、しかもそこには正確な位階が記されていないため、任符作成の基礎資料としては適さないものである。そもそも下名とは、任官儀礼の中心的行事である唱名の儀（召名をもとに任人名

を読み上げる儀式)に先立ち任人を点検する唱計の儀で使用される名簿をその前身とする。そして註(1)で触れた「上階官人歴名」および「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」(それぞれ『大日古』二四・七四、十五・二二九)は、そのような下名の前身文書(正確にはその案文または写し)の八世紀における実例であるが、これらの文書にもやはり位階やカバネは記載されていない。よって下名(およびその前身文書)は、その成立当初から任符作成の基礎資料となりうるような特性を備えていなかったと推察されるのである。本文書の「下名」を文字どおり下名と解することにはかように多くの障壁が存在し、俄かには首肯しがたいところである。

この問題について断案を下すのは困難であるが、上述の状況をすべて加味すれば、やはり下名が任符作成の基礎資料として使用されたと想定することは難しいように思われる。よって以下に、そのような認識を前提とした上で考えうる可能性を記すこととしたい。

ここで注目されるのは、先に触れた唱計の儀・唱名の儀を含む任官儀礼全体が、『西宮記』『江家次第』などでは「下名事」「除目下名」あるいは「下名」などと称されていることである。文書としての下名は唱計の儀でしか使用されず、唱名の儀で任人名を読み上げるのに使われるのは召名であるから、その双方を指して「下名」などと称することは本来不自然なはずである。現に『小右記』には両者を「除目下名」「除目召名」と呼び区別していると考えられる記事も存在する(万寿二年(一〇二五)二月二日条)。しかし、『小右記』にもこれに先立つ時点で任官儀礼全体を「除目下名」と称していると解しうる事例が存在し(正暦元年(九九〇)九月二日条・十月五日条)、類似の事例として『御堂』にも任官儀礼全体を「下下名」「給下名」などと

表現した記事が確認される(長和二年(一〇一三)十月二四日条・二六日条)。そして『中右記』や『師通記』などに至ると、任官儀礼全体を「下名」「除目下名」などと称することが一般化し定着している様子が認められる(『中右記』寛治七年(一〇九三)十一月二十日条・十二月二七日条の「行清書并下名事等」など)。このように、十世紀末以降は徐々に任官儀礼全体を「下名」の語で表現するようになり、それは十一世紀末までに浸透したものと考えられる。

以上を参照すると、本文書の年代は任官儀礼全体が「下名」と称されるようになっていく移行期に位置することがわかる。そしてそのような「下名」(＝任官儀礼)の中心はあくまで唱名の儀であり、そこで使用される文書が召名であることを念頭に置けば、この時期には「下名」「召名」の語が混用されることが起こりえ、本文書の「下名」は実際には召名を指していると想像することも、不可能ではなからう。文書としての召名を「下名」と称した明確な事例は管見のかぎり他に見当たらず、したがって推測の域を出るものではないが、現状で考えうるひとつの仮説として提示しておきたい。

最後に文書名について付言する。本文書は『群載』卷二二目録の「依下名誤依本位申賜官符」に該当するものである。そして恐らくこれに基づき、国史大系本は本文書の文書名を「藤原家業依下名誤依本位賜官符申文」としている。しかし文書内容および本文第一行の表題からは、文書名としては「任符」の語を使用するほうがより適切であると考えられるため、文書名を「藤原家業依下名誤依本位賜任符申文」と改めた。

【関連史料】

『符宣抄』第八任符、『西宮記』卷二除目、『江家次第』卷四除目、『上階官人歴名』(『大日古』二四・七四)、『神祇大輔中臣毛人等百七人歴名』(『大日古』十五・一二九)、『上野国交替実録帳』(『群馬県史』資料編四・原始古代四、平・四六〇九)

【参考文献】

市大樹「国司任符に関する基礎的考察」(『古文書研究』四七、一九九八)、同「国司任符の発給について」(『延喜式研究』十四、一九九八)、佐々木恵介「古代における任官結果の伝達について」(笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三)、西本昌弘「八・九世紀の内裏任官儀と可任人歴名」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七、初出一九九五)、渡辺滋「日本古代における任官関係文書の特質」(『日本史研究』五一四、二〇〇五)

(山本 祥隆)

㊸出羽守橘時舒改路次申文

国司申改路次

従五位上行出羽守橘朝臣時舒解⁽¹⁾ 申請⁽²⁾ 官裁事⁽³⁾

請殊蒙⁽⁴⁾ 官裁、因准前例、被給官符於東海道、准正道赴任國狀⁽⁵⁾ 右謹、須自路次罷下⁽⁶⁾。而頃年之間、水陸自變⁽⁷⁾、遠行之程、道路多嶮⁽⁸⁾。望請⁽⁹⁾ 官裁。因准前例、給食馬官符於海道、將以罷向矣。仍注事狀謹解。

天祿二年四月五日 従五位上行出羽守橘朝臣

【校訂註】

- (1) 解…下に空白なし(伴)
- (2) 官裁…闕字せず(伴)
- (3) 官裁…闕字せず(伴)
- (4) 於…脱〔「於」を補〕(伴)
- (5) ↓補注
- (6) 須…「頃」(史・豊)
- (7) 自…「目」〔「自イ」と傍書〕(史・豊)
- (8) 頃…「頃」(底・葉・東)
- (9) 水…脱〔「水」を補〕(伴)
- (10) 自…欠(底)、「日」(葉・史・豊)
- (11) 変…「爰」(紅)、「爰」〔「変」と傍書〕(伴)
- (12) 嶮…「冷」(底・葉・東)、「冷」〔「嶮イ」と傍書〕(史・豊)
- (13) 官裁…闕字せず(底)
- (14) 准…脱〔「准」を補〕(史)、脱(豊)
- (15) 前…「先」(葉)
- (16) 食…「人只」〔「食」〕「食」と傍書〕(伴)
- (17) 位…脱〔「位」を補〕(伴)

補注

史・豊は下に挿入符のみがあり、伴は下に挿入符があり「検案内」を補い、大は「謹検案内」としている。「謹検案内」とした方が文意は通るが、底などの写本を尊重してあえて補わず本文を校訂した。

【書き下し】

国司路次を改むるを申す

從五位上行出羽守橘朝臣時舒解し 申し請ふ 官裁の事

殊に 官裁を蒙り、前例に因准し、官符を東海道に給はられ、正道(2)に准へて任国に赴かむことを請ふ状

右謹みて、須く路次より罷り下るべし。而るに頃年の間、水陸自ら變はり、遠行の程、道路嶮多し。望み請ふらくは 官裁を。前例に因准し、食馬(4)の官符を海道に給ひ、將に以て罷り向かはむとす。仍て事状を注し謹みて解す。

天祿二年四月五日 從五位上行出羽守橘朝臣

【註】

(1) 橘朝臣時舒 生没年未詳。天慶九年（九四六）十月二八日に散位

從五位下（『九曆』）、安和元年（九六八）十月十一日に從五位上少納言・侍從・紀伊権介（『符宣抄』第四帝皇）として見える。

(2) 正道 ここでは出羽国の所属する東山道のこと。「路次」も同じ意味。

(3) 謹みて 本来は「謹みて案内を検ずるに」などとなっていたであろう。【校訂註】補注参照。

(4) 食馬の…に給ひ 任国までに通過する東海道諸国に食料と馬の供給を命じる官符（枉道官符）を発給すること。【文書の位置づけ・機能】参照。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は出羽守橘時舒が任国出羽国（東山道所属）に赴くにあたり、通過する東海道諸国に食料と馬の供給を命じる官符を下すことを請求する解である。規定の路次とは異なる国々を通過して地方に下向

することを「枉道を取る」といい、官人が地方を移動する際に、規定以外の道を利用する場合に枉道を申請し、通過する国々から供給を受けていた（通常の国司赴任時の供給の仕組みについては⑩文書参照）。長元四年（一〇三一）流刑に処せられることとなった斎宮頭藤原通夫妻の配所への移送に際して「不給狂〔枉〕道宣旨、国々不通送敷」（『小右記』八月十二日条）とあるように、規定の路次以外の国々を経路とする場合、政府からの枉道を許可する文書がなければ、通過する諸国において食馬の供給などの通送の協力が受けられなかった。

さて本文書に見える東海道・東山道の古代における交通の様相については川尻秋生氏の研究に詳しい。川尻氏によると、八世紀からすでに京から東山道諸国への下向に東海道諸国が経路として使用されていた。これは本文書でも指摘されている東山道の交通の困難さなどが理由として考えられる。そして平安時代になるとこのような経路をとる国司が史料に頻出するが、その一例として承保三年（一〇七六）に陸奥守となった橘為仲がいる。彼が任国への途次で詠んだ歌が『橘為仲集』として伝わっているが、それによると彼は都を出発し、近江国・尾張国・参河国・遠江国・駿河国・相模国・武蔵国を経過して陸奥国に到っている。

そして規定の路次以外の経路で任国に赴く国司は、通過する国々で食料や馬の供給を受けるために、赴任に先立って「枉道官符」の発給を申請した。延喜十四年（九一四）、この「枉道官符」による人馬の徴発によって部内が疲弊していると東海道の駿河国が上申し、それを受けて政府は枉道の禁止を命じている（『別聚』延喜十四年六月十三日官符）。本文書はまさにこの「枉道官符」を申請する文書である。ところが延喜十四年の禁制にもかかわらず、実際には枉道は頻繁に行

われていたようで、長徳元年（九九五）に秋田城介（東山道出羽国）となった源信親は「海道」から赴任するため、枉道官符の発給を申請し許可されている（『権記』十月二日・三日条）。本文書が文例集である『群載』に収載されていることとあわせて考えると、枉道は禁止されたにもかかわらず平安中期以降も日常的に行われていたと考えられる。

【関連史料】

『別聚』延喜十四年六月十三日官符・延喜十四年六月十三日宣、『権記』長徳元年十月二日・三日条、『小右記』長元四年八月十二日条、『橘為仲集』（和歌史研究会編『私家集大成 二 中古Ⅱ』明治書院、一九七五）

【参考文献】

川尻秋生「古代東国における交通の特質―東海道・東山道利用の実態―」（『古代交通研究』十一、二〇〇二）、一志茂樹『古代東山道の研究』（信毎書籍出版センター、一九九三）

（吉松 大志）

②6 駿河国司国司以下帯剣申文

国司以下申帯剣

駿河国司解 申請 官裁事

請因准諸國例、被令國司并郡司・雜任帶劍状

右謹檢案内、當國西作遠江國榛原郡、東承相模國足柄關。况復國內帶

清見・横走兩關。坂東暴戻之類、得地往反、隣國奸猾之徒、占境栖集。

侵害屢聞、奪擊發。百姓不安、境内無靜。國宰守官符旨、勘糺奸犯之輩、不帶弓箭、無便追捕。近則管益頭郡司伴成正、判官代永原忠藤等、去天曆八年被殺害、介橘朝臣忠幹、去年被殺害也。是或拒押公事、或忽結私怨、往々所侵也。重檢傍例、甲斐・信濃等國、雖云不置關門、去承平・天慶之間、任國申請、已被裁許。此國已帶兩關、何不申請。加以可捕糺私帶兵仗之輩、及勤行警固之状、官符重疊。若無弓矢之儲、何禦非常之危。望請 官裁。准諸國例、被裁許件帶劍、將為不虞之備。仍録事状、謹請 官裁。謹解。

天曆十年六月廿一日

件帶劍事、同年十月廿一日中納言師尹宣、奉 勅、依請。

【校訂註】

- (1) 作…「作」〔限〕と傍書（伴）
- (2) 榛…「榛」〔榛〕と傍書（伴）
- (3) 關…「開」〔關〕と傍書（伴）
- (4) 况…「兄」〔紅・東〕
- (5) 清…「請」〔清〕と傍書（伴）
- (6) 横…「模」〔横〕と傍書（伴）
- (7) 兩…「西」〔兩〕と傍書（伴）
- (8) 之…欠（紅）
- (9) 猾…「楷」〔猾〕と傍書（伴）
- (10) 占…「古」〔底・葉〕、「古」〔占イ〕と傍書（史）
- (11) 聞…「鬪」〔史・豊・大〕、「開」〔聞〕と傍書（伴）
- (12) 擊…下に「自」を補（伴）、下に「自」あり（大）
- (13) 官…脱（葉）

- (14) 糺…「記」(紅)、「記」〔糺〕「糺」と傍訂(伴)
- (15) 奸…脱(底・葉)、「脱」〔奸イ〕と補(史・豊)
- (16) 不帶…上に「不帶」〔右に「本ノ如ク」と傍書、左に抹消符あり(葉)
- (17) 便…「使」〔便〕と傍書(伴)
- (18) 捕…「補」〔捕歟〕と傍書(伴)、「補」(大)
- (19) 近…「進」〔近〕と傍書(伴)
- (20) 代…「氏」(東)
- (21) 殺…「致」〔殺〕「殺」と傍書(伴)
- (22) 幹…「鞞」〔幹〕「幹」と傍書(伴)
- (23) 拒…「拒」〔拒〕と傍書(伴)
- (24) 押…「捍」(史・豊・大)
- (25) 私…「私」〔私イ〕と傍訂(史)、「私」〔私〕と傍訂(豊)
- (26) 重…「至」(東)
- (27) 等…脱〔等〕を補(底)
- (28) 雖…「權」(紅)、「權」〔雖〕と傍書(伴)
- (29) 承…「康」(底・葉・豊・紅・東)、「康」〔承〕と傍訂(史)
- (30) 國…脱〔國〕を補(史)、「脱」〔國イ〕と補(豊)
- (31) 國…「□」(東)
- (32) 以…下に「下」あり(紅)、「下」下に「下」あり〔不〕「一本无」と傍書(伴)、「下」に「不」あり(大)
- (33) 糺…「糺」〔糺〕と傍書(伴)
- (34) 私…「約」(紅)、「脱」(伴)
- (35) 准…「准」〔準〕と補訂(伴)、「準」(大)
- (36) 例…脱(紅)、「脱」〔例〕を捕(伴)

- (37) 將…脱(伴)
- (38) 虞…「慮」(紅・東・伴・大)
- (39) 解…「行」(紅)、「行」〔解〕と傍書(伴)
- (40) 勅…闕字せず(紅・東・伴)
- (41) 請…脱(東)

【書ぎ下し】

国司以下帯剣を申す

駿河国司解し 申し請ふ 官裁の事

諸国の例に因准し、国司并せて郡司・雑任をして帯剣せしめられむことを請ふ状

右謹みて案内を検するに、当国西に遠江国榛原郡を作し、東に相模国足柄関を承く。況むや復た国内清見・横走の両関を帯ぶるをや。坂東暴戻の類、地を得て往反し、隣国奸猾の徒、境を占め栖集す。侵害しばしば聞き、奪撃を發す。百姓安からずして、境内静かなること無し。国宰官符の旨を守り、奸犯の輩を勘糺するも、弓箭を帯びざれば、追捕に便無し。近くは則ち管益頭郡司伴成正、判官代永原忠藤等、去る天曆八年殺害せられ、介橋朝臣忠幹、去る年殺害せらるるなり。是或は公事を拒押し、或は忽ち私怨を結び、往々に侵す所なり。重ねて傍例を検するに、甲斐・信濃等国、関門を置かずと云ふと雖も、去る承平・天慶の間、国の申請に任せ、已に裁許せらる。此の国已に両関を帯ぶるに、何ぞ申請せざらむ。加以、私に兵仗を帯ぶるの輩を捕糺し、及び警固を勤行すべきの状、官符重疊たり。若し弓矢の儲無くは、何ぞ非常の危を禦がむ。望み請ふらくは 官裁を。諸国の例に准へ、件の帯剣を裁許せられ、將に不虞の備と為さむことを。仍て事状を録し、

謹みて 官裁を請ふ。謹みて解す。

天曆十年六月廿一日^(九五六)

件の帯剣の事、同年十月廿一日中納言師尹宣すらく、勅を奉るに、請ひに依れ。

【註】

- (1) **相模国足柄関** 相模国足柄峠に所在した関。昌泰二年（八九九）に、運送活動に従事するとともにその機動力を活かして略奪行為をはたらく倭馬の党を取り締まるために設置された（『三代格』卷十八・同年九月十九日太政官符）。さらに翌三年には過所を用いた勘過が義務づけられた（『三代格』卷十八・同年八月五日太政官符）。『将門記』によれば、平将門は諸国の制圧をはかった際に征討軍を足柄・碓氷の二関で阻む構想を述べており、坂東諸国の軍事・防衛上の境界として認識されていたことがうかがわれる。**清見 清見関** 駿河国盧原郡に所在する。初見は本文書。『枕草子』（関は）に、足柄関・横走関等と並び、関の代表例として挙げられる。また『更級日記』には、海に面して立地し、多数の「関屋」が建てられていたことが描写されている。また清見関については『紀略』天慶三年（九四〇）正月二十五日条に「凶党」に破られた記事がみえる。岫崎関が目される。この岫崎関は、地理的に清見関と近接する一方で両者が併記される史料がないことから同一の関とみる見解もあるが、『海道記』『東関紀行』等の紀行文には清見関と岫崎は別所として記述されており、同所とみなすことは困難である（金田章裕「駿河国」『古代日本の交通路』Ⅰ、大明堂、一九七八ほか）。両関が別個である場合、清見関は天慶三年に破壊された岫崎関に替わるものとして成立した可能性がある。なお、岫崎関を破った「凶党」は官符使を襲撃するとともに駿河国国分寺を攻撃しており、『真信公記抄』同日条にも駿河国に乱入した「賊」として報告されたことがみえる。この時期は平将門の乱の渦中にあたり、将門側の軍兵による攻撃と考えることができよう。
- (2) **相模国足柄関** 相模国足柄峠に所在する。同地は甲斐・相模への分岐点、また足柄峠への基点として交通の要衝にあたる。横走関の近傍にあたる横走駅には東海道の駅としては例外的に二〇疋の馬が配置され、伝馬五疋も所属していた（延喜兵部式79東海道駅伝馬条）。
- (3) **横走 横走関** 駿河国駿河郡に所在する。同地は甲斐・相模への分岐点、また足柄峠への基点として交通の要衝にあたる。横走関の近傍にあたる横走駅には東海道の駅としては例外的に二〇疋の馬が配置され、伝馬五疋も所属していた（延喜兵部式79東海道駅伝馬条）。
- (4) **管益頭郡司伴成正** ほかにみえず。
- (5) **判官代永原忠藤** ほかにみえず。判官代は、一〇世紀半ば頃から田所・税所・大帳所などで勘合等の職務に従事する職員として散見され、一一世紀には在庁官人の一般的肩書きとなった（平・八五五など）。その一方で、判官代の肩書きを持つ人物が郡司（平・六九九）や郷司（平・一一五〇）に任命される事例もみえる。本文書の永原忠藤も、国府の業務に従事した在地の人物とするのが妥当であろう。
- (6) **介橋朝臣忠幹** 父は長盛（『分脈』）。勅撰作者部類に「五位駿河守（介カ）」とある。作歌が『拾遺和歌集』『続古今和歌集』に載る。
- (7) **甲斐・信濃等国** 天慶二年に平将門の謀反が報告されると、将門に追われた坂東諸国の国司が退避した信濃国に対し、軍兵を徴発して国内を守備することが命じられた（『紀略』同年十二月二九

日条)。信濃国司の帯剣は、あるいはこの時の措置によるか。

- (8) 承平 底本以下の諸本は「康平」とするが、康平年間(一〇五八～六五)は天曆十年から回顧する事が不可能であるため、史料編纂所本の傍訂等を尊重して「承平」に改めた。

- (9) 中納言師尹 藤原師尹。父は忠平。母は源能有女昭子(「分脈」)。師輔の同母弟。子に貞時・濟時らがあり、女芳子は村上天皇女御となった。承平二年(九三二)元服に際して叙爵。同五年に昇殿を許された。侍従・左兵衛佐・右中弁・藏人頭・左近衛中将等を歴任し、天曆八年に参議に至った。天曆二年(九四八)に従三位権中納言、同五年に中納言、天徳四年(九五八)に権大納言、康保三年(九六六)に大納言にそれぞれ任じられ、同四年には右大臣に就いた。安和二年(九六九)に左大臣源高明が大宰権帥に左降されると左大臣に昇ったが、同年薨去して正一位を追贈された(以上、『補任』)。忠平の小一条第を伝領して小一条左大臣と号し、小一条流の祖となった。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、国司以下雑任以上の帯剣を申請する国解である。国の申請に基づく帯剣許可という流れは、本文書によれば駿河・甲斐・信濃国でとられており、一般的な手続きとして認められる。

国司帯剣の源流は、公式令52内外諸司条に求められる。同条では、「五衛府・軍団及諸帯仗者、為武(大宰府・三関国・及内舍人、不在武限)」という形で、大宰府官や三関国司が器仗を帯びることが規定されている。もともと、本文書にみえる国司帯剣と比較すると、ここの帯剣は象徴的儀礼的意味が強いと思われる。

延喜兵部式59諸国帯仗条には、大宰府管内諸国、東国(武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野・下野・陸奥・出羽)・日本海側諸国(越後・佐渡・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐・長門)の国郡司・雑任らに帯仗を許す規定があり、公式令の規定を大きく超える範囲の地方官に帯剣が認められている。このうち長門・出雲・因幡国の帯剣は、貞観年間の措置(『三実』貞観五年(八六三)十二月二日条・同九年四月八日条・同十二年六月二日条)に制度的淵源をもつ。この時期の日本海側諸国は、新羅海賊の襲撃などによって不穏な情勢にあり(『三実』同十一年六月十五日条)、帯剣許可の背景となったことが想定されている。ここでの国司帯剣には、国内治安との強い相関関係が認められ、帯剣が持つ意味も単なる個人的な武装にとどまらず、治安維持を視野に入れた簡便な武力の保持であったと思われる。

東国では貞観九年に上総国に、同十一年に下総国にそれぞれ検非違使が設置された際に帯剣が許可された(『三実』貞観九年十二月四日条、同十一年三月二日条)。国司の帯剣もおそらくこの前後には認められていたと考えられる。貞観年間以降の東国では治安の悪化が顕著であり、ここでも国内情勢と国司帯剣に強い関連を見いだすことができる。以下、この時期の東国情勢を概観する。

貞観三年には群盗の横行を理由として武蔵国の郡ごとに検非違使が設置され(『三実』同年十一月十六日条)、同十七年・元慶七年(八八三)には俘囚による官寺の焼討や官物の奪取が引き起こされた(『三実』貞観十七年五月十日条、元慶七年二月九日条ほか)。さらに、九世紀末には大盗賊物部氏永(『紀略』寛平元年(八八九)今年条、『略記』同年四月二七日条)や、倭馬の党の活動も活発化していった(註(1)参照)。また、官物の納入の際に「前司子弟」「富豪浪人」らが国司

に対捍し郡司を陵寃すると上総国司が訴えているように（『三実』元慶八年八月四日条）、いわゆる富豪層による国務の妨害もみえる。上野国では、延喜十六年（九一六）に当国人が大掾と語らい介藤原厚載を殺害する事件すら起きている（『紀略』同年十月二二日条）。このように、東国における国司帯剣の背景には、機動力を持った群盗の活動、官物納入への対捍、国司の殺害などがあつたのである。

本文書によれば、駿河国で帯剣が必要とされる状況は、「奸犯の輩」によつてもたらされている。彼らの行動は、①高い機動力を有して坂東諸国などと往還を繰り返す。②各所を襲撃して治安を悪化させる。③国郡司・雑任らと対立し、場合によつては殺害にいたる。④官物等の対捍を為す、と整理できる。これらは九世紀中葉以降の東国の状況と驚くほど合致している。実際に昌泰年間の倭馬の党の追捕には足柄関に接続する駿河国も参加したであろうし、延喜二年には富士郡の官舎が群盗によつて焼亡する事件も起きており（『略記』同年九月二六日条）、本史料で述べられる事象は他の史料からも確認できる。駿河国でも東国同様の争乱状況が展開しており、それが帯剣申請の背景となつたのである。

一方、本文書にみえる国郡司等の殺害事件の背景として、駿河国に内在する要因が介在した可能性もある。延喜二二年に守惟原峯兄が關国司公麻田の穫稲を「郡司費」の補填のために用い、罪を得る事件が起きた（『要略』卷五三交替雑事十三・雑田）。これ自体は国司が郡司に配慮を示した事例ということになるが、「郡司費」の処分如何では両者の対立が生じた可能性も否定できない。天慶五年には掾橋近保が駿河国の調物を奪取したかどで捜索を受けている（『世紀』同年六月三十日条）。近保の官物奪取自体は事実であつたが、天曆元年には

近保との確執のあつた右衛門権佐藤原成国らが勘問を受けた（『紀略』同年閏七月二三日条など）。この事件については、平将門の乱鎮圧のために下向した藤原忠文に随行した成国らが、駿河国にとどまる過程で駿河掾との確執を生じたことを背景とするとの説がある（『静岡県史』通史編Ⅰ 第三編第一章（小林昌二氏執筆）、一九九四）。このように駿河国では十世紀以降、国郡司を巡る内紛が頻発していたのである。憶測の域を出るものではないが、本史料にみえる事件の背後にもこのような国郡司の内紛が絡んでいた可能性も否定できない。

【関連史料】

延喜兵部式59諸国帯仗条

【参考文献】

『静岡県史』通史編Ⅰ（一九九四）、有富純也「九世紀後期における地方社会の変転過程」（義江彰夫編『古代中世の社会変動と宗教』吉川弘文館、二〇〇六）

（北村 安裕）

⑦下総守藤原有行兼押領使并給隨兵申文

申兼押領使并給隨兵

從五位¹⁾下下総守藤原朝臣有行誠惶誠恐謹言

請被特蒙³⁾ 天恩、因准先例、兼行押領使、并給隨兵卅人状

右謹檢案内、當國・隣國⁵⁾司等、帶押領使、并給隨兵、勤行公事。其例尤多。近則前司⁶⁾從五位⁷⁾下菅原朝臣名明、依天慶九年八月六日符、兼押領使、并給隨兵卅人。凡坂東諸國、不善之輩、横行所部、道路之間、

取物害人。如此物危、日夜不絶。非施公威、何肅國土。望請 天恩。¹⁷
 因准先例、不費官物、國廻方略、漸以宛行。然則若有凶黨之輩、且以追捕、且以言上。有行誠惶誠恐謹言。²³

天曆四年二月廿日 從五位下

同年五月五日左大臣宣、奉 勅、依請。

【校訂註】

- (1) 下…脱(底・葉・紅・東)、脱〔「下」を補〕(伴)
- (2) 守…「国」〔「守イ」と傍訂〕(史・豊)
- (3) 特…「持」(紅)
- (4) 兼…「亘」(紅)、〔「亘」〔抹消し上に「兼」を補〕(伴)
- (5) 隣…「憐」(東)
- (6) 帶…脱(底・史)、脱〔「帶イ」と補〕(豊)
- (7) 領…脱(底・葉)、脱〔「領イ」と補〕(史)、脱〔「領」を補〕(豊)
- (8) 守…脱(大)
- (9) 菅原朝臣…細字双行とし、「以下本行」と傍書(伴)
- (10) 兼…「亘」(紅)、〔「兼」と傍訂〕(伴)
- (11) 横…「模」(紅)、〔「模」〔「横」と傍書〕(伴)
- (12) 害…「客」〔「害イ」と傍訂〕(史・豊)
- (13) 危…「危」〔「忿」〔一本〕と傍書〕(史)、「老」〔「危」〔「忿」と傍書〕(伴)、「忿」(大)
- (14) 施…「絶」(底・葉・紅・東)、「絶」〔「施」と傍書〕(伴)
- (15) 肅…「隶」(紅)、「隶」〔「肅」と傍訂〕(伴)
- (16) 土…「公」(紅)、「公」〔「土」と傍訂〕(伴)

- (17) 請…「倩」(東)
- (18) 恩…脱〔「恩」を補〕(伴)
- (19) 費…「貴」(底)、「責」(紅・伴)
- (20) 廻…「廻」(底)
- (21) 以…「北」(紅)、「北」〔「比」〔「以」と傍書〕(伴)
- (22) 宛…「充」(史・豊)
- (23) 凶…欠(紅)、脱(伴)
- (24) 且…「是」(底)
- (25) 且…脱(底・葉)、脱〔「且イ」と補〕(史・豊)
- (26) 從五位下…下に「一」あり(伴・大)
- (27) 宣…「亘」(紅・伴)

【書ぎ下し】

(1) 押領使を兼ね并せて随兵を給はらむことを申す
 從五位下下総守藤原朝臣有行誠惶誠恐謹言

特に 天恩を蒙り、先例に因准し、押領使を兼行し、并せて随兵卅人を給はられむことを請ふ状

右謹みて案内を検ずるに、当国・隣国の司等、押領使を帯び、并せて随兵を給はり、公事を勤行す。其の例尤も多し。近くは則ち前司の守從五位下菅原朝臣名明、天慶九年八月六日符に依り、押領使を兼ね、并せて随兵卅人を給はる。凡そ坂東諸国、不善の輩、所部を横行し、道路の間、物を取り人を害す。此のごとき物危、日夜絶えず。公威を施すに非ずは、何ぞ国土を肅せむや。望み請ふらくは 天恩を。先例に因准し、官物を費さず、国方略を廻らし、漸く以て宛て行はむ。然れば則ち若し凶党の輩有らば、且は以て追捕し、且は以て言上せむ。

有行誠惶誠恐謹言。

天曆四年二月廿日 從五位下

同年五月五日左大臣宣すらく、勅を奉るに、請ひに依れ。

【註】

- (1) 押領使 押領使は地方における軍事指揮官の職である。史料的な初出は延暦十四年（七九五）十一月二日太政官謹奏（『三代格』卷十八）であるが、九世紀以降は『三実』元慶二年（八七八）六月七日条などに見えるように、国司が兵員を率いて戦地に赴く際に兼帯する臨時の官となっていた。本文書における押領使兼任は、やや性格を異にし、「不善之輩」の追捕を目的として官符を得てなされるものであり、追捕の執行のための随兵支給が伴う常置の官である。
- (2) 随兵 供に連れる兵士。随行の兵士。
- (3) 藤原朝臣有行 藤原春房男（『分脈』）。天慶五年（九四二）五月五日条に上総国交替使・勘解由判官として見える（『世紀』）。また本文書の前年にあたる天曆三年（九四九）八月二日には、任国下総に赴かず逗留している事について定が行われており（『紀略』）、下向を決っていたことが窺える。本文書に見えるような治安の懸念が存在したものか。なお有行は任期中に下総国で卒したらしく、天曆七年六月十日の太政官符で「故守藤原朝臣有行」の後家を入京させる事が国に命じられている（『符宣抄』第八）。
- (4) 菅原朝臣名実 天慶五年四月二五日に遠江介外從五位下として見え、その時に伊豆国功課として從五位下に叙せられる（『世紀』）。本文書によると天慶九年には下総守であり、また『天徳三年八月十六日鬪詩行事略記』において天徳三年（九五九）に勘解由次官として鬪詩に参加したことが見え、『類聚句題抄』や『江談抄』に詩を一篇載せるなど、詩人としての活動も見える。
- (5) 坂東諸国 足柄・碓氷峠以東の諸国。将門の乱の鎮圧後も群党の活動が止まず、治国には困難が伴った。
- (6) 不善の事を害す 『御堂』寛弘六年（一〇〇九）九月八日条に大宰府における「不善郎等」の記事があり、『小右記』天元五年（九八二）六月二六日条に「不善之輩」があるので諸衛に警固せしめ、かつ検非違使にそれを追わせたといい記事があるように、「不善之輩」は一定の武力を保持し狼藉を行う集団をさす。「凶党」の語が指すものと同様であり、そのような集団が輸送・交通の障害となっていた状況を示す。「道路之間」という言葉は『師通記』寛治四年（一〇九〇）八月八日条に祇園からの行途を指す言葉として類例がある。
- (7) 物危 『九曆』天慶九年十月二八日条に、大嘗会御禊のための輿による移動に際して「御輿出自件門、昇降之間、雖有物危」という表現があり、物事が危険な様をあらわす。
- (8) 官物を行はむ 官物は官有物、とくに収取した租税を指す。守が押領使を兼帯することで、官物の支出を抑え、また国が効率的な追捕活動を行い、「凶党」に対抗することが可能であるとする主張。
- (9) 左大臣 藤原実頼。忠平男、母は宇多天皇皇女源順子。天曆元年四月二六日に右大臣から左大臣に任ぜられる（『紀略』）。康保四年（九六七）六月に任関白、十二月に太政大臣となる。朝廷の公事・儀式で言う師輔の九条流に対して、小野宮流の祖。村上天皇

の治世において左大臣として弟の右大臣師輔とともに朝政を取り仕切ったが、外戚となることができず、閔白となるも師輔の子らが権勢を振るったため、自らを「揚名閔白」と称した。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は下総守である藤原有行が、押領使の兼任と随兵の支給を申請した申文である。これに続く一連の押領使関係官符と異なり、守自身の押領使兼帯を求めている点に特徴がある。また押領使任命の形式についても、『九条年中行事』や『西宮記』（卷十三諸宣旨）、『北山抄』（卷六下宣旨事）が国解により官に申請して上宣官符を給わるものとしているのに対し、本文書は奉勅である。天暦年間において押領使任命の形式が定まっていなかった可能性もあるが、あるいは下総国の治安状態により赴任が困難であったという有行の個人的事情によるものかもしれない（註⁽³⁾参照）。

国司の掾などが押領使を兼帯する事は、既に元慶の乱において行われていた（『三実』元慶二年六月七日条など）が、介以上の官人が押領使に任命された事が確認出来るのは、天暦年間の将門の乱に際して任命された相模権介橘是茂・武蔵権介小野諸興らの例である（『世紀』天暦二年六月二日条、『貞信公記抄』天暦二年六月九日条）。本文書に引く菅原名明などの先例は、「凶党之輩」の追捕を名目として、坂東諸国の国司が押領使を兼帯することが常態化している事を示す。同様の申請は上野国においても行われている事が確認でき（平・四三九）、国司が本人の任国（当国）だけでなく隣国の押領使を帯びる事例もあった（『北山抄』卷十吏途指南・臨時申請雜事、『長秋記』大治五年（一一三〇）九月四日条）。『北山抄』によれば坂東諸国の国司が

自ら押領使を兼ねる目的は、隣国の国司が「当国」の押領使を兼ねて活動することを避けることであった。いずれにせよ、本文書に挙げられるように、本来は「凶党」や「不善之輩」の追捕を目的とし、その執行のための随兵を請う押領使任命である。

ただし、「凶党之輩」の追捕を中心とした所部の肅清を目的とする随兵支給は、一方でその随兵自身の狼藉をもたらす場合もあり（平・四三九）、そのため押領使の停止も行われた（『群載』卷二二⁽³²⁾文書）。守自身による治安維持活動には、このような狼藉を抑える目的もあったであろう。

【関連史料】

寛弘六年条事定文写（平・四三九）、『北山抄』卷十吏途指南・臨時申請雜事、『長秋記』大治五年九月四日条、『中右記』長承二年（一一三三）二月二八日条、『符宣抄』第七・応以平八生補任陸奥国押領使事

【参考文献】

井上満郎「押領使の研究」（『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館、一九八〇）、下向井龍彦「王朝国家国衙軍制の成立」（『史学研究』一四四、一九七九）、同「押領使・追捕使の諸類型」（『ヒストリア』九四、一九八二）、同「諸国押領使・追捕使史料集成」（『広島大学文学部紀要』四五、一九八六）、戸田芳実「国衙軍制の形成過程」（『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一、初出一九七〇）、福田豊彦「王朝軍事機構と内乱」（『中世成立期の軍制と内乱』吉川弘文館、一九九七、初出一九七六）

⑳ 淡路国司補押領使申文

申補押領使¹⁾

淡路国司解 申請 官裁事

請被因准傍例給官符、以正六位上高安宿祢²⁾為正補押領使狀

右謹檢案内、此國四方帶海、奸猾易通。况乎世及澆季、俗亦狼戾也。³⁾

警衛之備、無人勤行。望請 官裁。以件為正補押領使職者、將令就不

虞之勤。仍勒事狀謹解。⁷⁾⁸⁾

寛弘三年四月十一日

【校訂註】

(1) ↓補註

(2) 祢…「祢」(伴)

(3) 俗…「俗」(紅)、「俗」(「俗」と傍書) (伴)

(4) 亦…「亦」(「亦」と傍書) (伴)

(5) 裁…下に「朝臣」あり、以下改行(紅)、下に「朝臣」(抹消)あり、以下改行するも訂正す(伴)

(6) 就…「然」(史・豊)、「然」(「就」と傍書) (伴)

(7) 勒…「勤」(豊・紅・東)

(8) 解…「制」(紅)、「制」(「解」と傍訂) (伴)

補注

伴は「申補押領使」を⑳文書の末尾「依請」とつなげて、「依請申、

補押領使」として㉑文書の一部と解している。

【書を下二】

押領使に補すを申す¹⁾

淡路国司解し 申し請ふ 官裁の事²⁾

傍例に因准し官符を給ひ、正六位上高安宿祢³⁾を以て押領使に補

せられむことを請ふ状

右謹みて案内を検ずるに、此の国四方に海を帯び、奸猾通ひ易し。況

むや世澆季⁵⁾に及び、俗も亦狼戾なるをや。警衛の備、人の勤行する無

し。望み請ふらくは 官裁を。件の為正を以て押領使職に補さば、將

に不虞の勤めに就かしめむとす。仍て事状を勒し謹みて解す。

寛弘三年四月十一日

【註】

(1) 押領使 令外官。当初は兵士を管理統率する官であり、戦乱時に

臨時に任命する官職であったが、後に転じて常置の職となった。

㉑文書参照。

(2) 淡路国司 藤原能通。生没年未詳。平安中期の官人で、永頼男。

母は藤原宣雅女。藤原道長の殷賑受領官の一人だった。『御堂』

寛弘元年(一〇〇四)閏九月二二日条に「淡路守能通従国参上」

とあり、『権記』寛弘四年十二月二九日に「淡路前司能通不與

状」が結政にかけられたとあることから、本文書該当期には藤原

能通が淡路守であったことがわかる。また、寛弘五年に敦成親王

(後の後一条天皇)が誕生した際には、その家司別当となってい

る。左兵衛佐、内蔵権頭、甲斐守、太皇太后宮亮、右馬頭、備後

守、但馬守などを歴任している様子が、『御堂』・『小右記』など

に見られる。また『今鏡』には頼通の後見として「はかばかしきもの」と評価されているが、その一方で教通の家司として見える『小右記』長元四年（一〇三二）二月二日条には、除目の日程調整について私見を述べたことについて実資から「能通荒涼第一者也」と批判される様子も記されている。

- (3) 高安宿称為正 ほかにみえず。高安氏については未詳であるが、『新撰姓氏録』には河内国諸蕃に「高安造」、未定雑姓河内国に「高安忌寸」が見えることから、河内国高安郡出身の在地の有力者であると考えられる。

- (4) 奸猾 かんかく 心がよこしまで、悪賢いこと。

- (5) 澆季 きょうき 道徳が廢れた、人情軽薄な世の中のこと。

- (6) 狼戾 ろうれい 乱れて散らかっているさま。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は淡路国司である藤原能通が、高安為正を押領使に任命することを申請したものであり、国司自身の押領使任命申請である⑳文書とは異なり、国司以外の人物の押領使任命の申請である。

十世紀前半段階の瀬戸内海は、海賊の横行、藤原純友の乱の発生など治安が悪化しており、『土佐日記』からもその様子を窺える。承平六年（九三六）には、紀淑人が伊予守として瀬戸内海の家賊の追捕を行ったが、その時点では戦闘行為は行われなかった（『紀略』同年六月条）。その後の純友の乱では、天慶三年（九四〇）二月初旬に、淡路国衙が襲撃されている（『貞信公記抄』二月五日条）。本文書の十一世紀初頭でも「奸猾易通」状態であったと記されることから、純友の乱以後も、海賊の横行は変わらなかったと考えられる。また、淡路

国内の様子を見ると、『小右記』長保元年（九九九）七月十八日条・『紀略』同年九月二四日条には、能通の前々任の国守である讃岐扶範が百姓の愁訴により解任された旨が見え、国内には守に反対する勢力がいたことが窺える。その様子は、国司である能通から見ると「俗亦狼戾」というべき状態であったのだろう。

以上のことから考えると、当時の淡路国は内憂外患ともいえるべき状態であったが、紀淑人のときのように、国司（追捕使）の權威で瀬戸内海の治安を維持することは困難であり、元来軍事権を発動すべき国司が「警衛之備、無人勤行」状態であった。そのため（高安氏について詳らかではないため断言できないが）、在地の有力者である高安為正を押領使として取り込むことによって、軍事力の確保と在地社会の把握とを行い、行政上の問題の解決を図ったものであろう。『符宣抄』第七・寛弘三年三月九日官符では、陸奥国で対外防衛のために押領使が任じられており、当該期には地域を問わず軍事力を行使するために国司以外の人物を押領使に任じることが行われていたことが分かる。これらから治安維持のため国司以外の人物を押領使に任用した様子が窺える。

【関連史料】

- 『純友追討記』（『略記』天慶三年十一月二日条所収）、『符宣抄』第七・寛弘三年三月九日太政官符、『小右記』長保元年七月十八日条⑳・㉑文書

【参考文献】

『兵庫県史』第一卷（一九七四）、井上満郎「押領使の研究」（『平安

時代軍事制度の研究』吉川弘文館、一九八〇、初出一九六八）下向井龍彦「王朝国家国衙軍制の成立」〔『史学研究』一四四、一九七九〕、同「押領使・追捕使の諸類型」〔『ヒストリア』九四、一九八二〕、同「諸国押領使・追捕使史料集成」〔『広島大学文学部紀要』四五、一九八六〕

（西本 哲也）

②9 追捕使官符

追討使官符

太政官符近江國司

應以散位從七位上甲可臣是茂令追捕部内凶黨事

右得彼國去年十月十七日解備、謹檢案内、此國帶三箇道、為要害地。

奸猾之輩、橫行部内、強盜殺害、往々不絶。仍前前國宰、部内武藝之

輩、撰堪其事之者、申請公家、為追捕使。近則故佐々貴山公興恒・故

大友兼平等是也。爰兼平今年二月其身死去。前司介藤原朝臣清正、權

大掾依知秦公廣範可補彼替之状、言上解文先畢。而件廣範、齡已老、

身非武藝。今件是茂忠廉之情、方寸不撓。文武之用、随分相兼。糺

察・追捕、可堪其職。望請 官裁。因准先例、以件是茂為追捕使、肅

静部内者、右大臣宣、依請者。國宜承知、依宣行之。符到奉行。

正五位下守左中辨藤原朝臣文範 左大史

天曆十年六月十三日

【校訂註】

(1) 太…大 (伴)

(2) 甲…「申」(東)、「申」〔「甲」〕と傍書 (伴)

- (3) 臣…「召」(紅)、「召」〔「公」〕と傍書 (伴)、「公」(大)
- (4) 捕…「補」〔訂正符あり〕 (伴)
- (5) 解…下に「状」を補 (伴)、下に「状」あり (大)
- (6) 強…「揺」(紅)
- (7) 殺…「殺」〔「殺」〕と傍書 (伴)
- (8) 撰…「撰」(東・伴)
- (9) 公…「云」〔「公」〕と傍書 (伴)
- (10) 為…「馬」〔「為」〕と傍書 (伴)
- (11) 山…「凶」〔「山」〕と傍書 (伴)
- (12) 公…細字とせず (史・豊・紅・東・伴・大)
- (13) 興…「興」〔「興イ」〕と傍書 (史)、「興」(豊)、「興」(紅)、「与」(東)、「興」〔「興」〕と傍書 (伴)
- (14) 恒…「垣」〔「恒」(一本)〕と傍書 (史)、「垣」(豊)
- (15) 平…「等」(紅)、下に「等」あり〔「者」〕と傍書 (伴)、下に「者」あり (大)
- (16) 前…「者」(紅)、「者」〔「前」〕と傍書 (伴)
- (17) 而…「尚」(紅)、「尚」〔「而」〕と傍書 (伴)
- (18) 老…「者」〔「老」〕と傍書 (伴)
- (19) 藝…「無」〔「藝」(如本)〕と傍書 (葉)
- (20) 今…「金」(紅)、「金」〔「今」〕と傍書 (伴)
- (21) 廉…「廣」(底・葉・紅)、「廣」〔「廉」〕と傍書 (伴)
- (22) 糺…「糺」〔「糺」〕と傍書 (伴)
- (23) 察…「寮」(底・葉・豊・紅・東)、「寮」〔「寮」(一本)〕と傍書 (史)、「寮」〔「寮」〕と傍書 (伴)
- (24) 捕…「補」(伴)

(25) 肅…「隶」(紅)、「隶」〔「肅」と傍書〕(伴)

(26) 守…脱(大)

(27) 範…下に空白なし〔「二字欠」と傍書〕(伴)

【書き下し】

追討使官符

太政官符す近江国司

事 応に散位従七位上甲可臣是茂を以て部内の凶党を追捕せしむべき

右彼国去年十月十七日解を得るに俛へらく、謹みて案内を検ずるに、此の国三箇道を帯び、要害の地たり。奸猾の輩、部内に横行し、強盜殺害、往々にして絶えず。仍て前前の国宰、部内の武芸の輩、其の事に堪ふるの者を撰び、公家に申請し、追捕使と為す。近くは則ち故佐々貴山公興恒・故大友兼平等是なり。爰に兼平今年二月其の身死去す。前司介藤原朝臣清正、権大掾依知秦公広範をして彼の替に補すべきの状、解文を言上すること先に畢ぬ。而るに件の広範、齢已に老にして、身に武芸非ず。今件の是茂は忠廉の情ありて、方寸撓さず。文武の用、随分相兼ね。糾察・追捕、其の職に堪ふべし。望み請ふらくは官裁を。先例に因准し、件の是茂を以て追捕使と為し、部内を肅静せむことを、てへれば、右大臣宣すらく、請ひに依れ、てへり。国宜しく承知し、宣に依りて之を行ふべし。符到らば奉行せよ。

正五位下守左中弁藤原朝臣文範

左大史

天曆十年六月十三日

【註】

(1) 追討使官符「追討」は、令文にも見られる語である(捕亡令3

追捕罪人条)。「追捕」とほぼ同様の意味を持つものとして用いられているが、惠美押勝の乱(『統紀』天平宝字八年(七六四)九月十一日条など)や新羅の侵寇(『紀略』寛平五年(八九三)五月二二日条)など、単なる警察的行動だけでなく国家レベルの脅威に対応する場合に用いられていることから、本来は軍事的意味合いが強い言葉であると指摘されている(井上満郎「追捕使の研究」『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館、一九八〇、初出一九六九)。本文書を含む以下三つの文書は、卷二二目録の「追討使官符三通」としてくくられる。

(2) 散位従七位上甲可臣是茂 ほかにもみえず。近江国甲可郡の譜第郡領氏族か。天平勝宝三年(七五二)七月二十七日甲可郡司解(『大日古』三・五一三)には擬大領甲可臣乙磨、少領甲可臣男が見える。

(3) 三箇道 東海道・東山道・北陸道のこと。天曆三年(九四九)正月二一日近江国司解(『別聚』)でも「境接五畿、駅承三道、奸猾之輩往還不絶。盜賊之類遍滿境内。」とある。

(4) 前前の国宰 代々の国司、という意味。前々代の国司の意ではない。

(5) 追捕使 国内の治安維持を目的に、中央からの官符を得て任命される職。承平天慶の乱において諸道を単位に中央からの任命により設置された。乱の鎮静後の十世紀後半以降は、次第に一国単位での補任形式へと変化し、実際の任用も国衙の意向が大きく影響しており、国衙の一機構として機能した。国内の郡領氏族など有力豪族が任命される事が多かった。

(6) 故佐々貴山公興恒 ほかにみえず。佐々貴山公は、近江国蒲生郡もしくは神前郡の譜第郡司氏族。蒲生郡・神前郡の大領として見えるほか(『統紀』天平十六年(七四四)八月乙未条など)、采女の貢進も行っている(『統紀』延暦六年(七八七)四月戊寅条)。承平二年正月二日源昇家領近江国土田莊田地注文(平・二三九)には「当郡(蒲生郡)郡司」として佐々貴岑雄・佐々貴豊庭の名が見える。蒲生郡篠筥郷出身か。

(7) 故大友兼平 ほかにみえず。『園城寺伝記(寺門伝記補録)』巻六によれば、大友氏は天智天皇の皇子である大友皇子にはじまるとされ、大友皇子の孫の都堵牟麻呂が志賀(滋賀)郡司として、またその子である夜須良麻呂は志賀郡擬大領従七位下としてみえる。承平二年正月二日源昇家領近江国土田莊田地注文(平・二三九)に「当郡(蒲生郡)郡司」として大友馬飼が見える。

(8) 前司介藤原朝臣清正 藤原兼輔男。三十六歌仙の一人。このとき従五位上紀伊守。紀伊権介・備前権守などを歴任し、天暦元年(九四七)に藏人、同二年正月には藏人頭となる。近江介着任は天暦四年二月である(以上『三十六歌仙伝』)。同年閏五月一日の承子内親王の第七夜饗饌には別当として奉仕している(『御産部類記』所引九条殿記)。また同六年十二月二八日には源高明男の元服に際して理髪を務めている(『天暦六年御元服記』)。四年任期とすれば近江介在任は天暦八年までとなる。天徳二年(九五八)七月没(『三十六歌仙伝』)。

(9) 権大掾依知秦公広範 ほかにみえず。依知秦公氏は、愛智郡の譜第郡領氏族としてみえる。九世紀以降、愛智郡は正員郡司を確認できず、擬任郡司としてみえる。依知秦氏はもとは愛智郡の郡司

を務める有力豪族であったが、十世紀以降に国衙官人化していったものと考えられる。

(10) 忠廉の情 まことがあつて心が清らかなこと。

(11) 方寸撓さず 心を乱すことがない、ということ。

(12) 糺察・追捕 いずれも律令の用語に由来している。「糺察」は職員令70大國条に「糺察所部」、「追捕」は捕亡令3追捕罪人条に「追捕罪人」とある。これらが律令制下における国司の警察権の根柢となっていた。底本をはじめ諸写本で「糺察」の「察」が「寮」となっているが、律令用語であるため、校訂本文では「糺察」と改めた。

(13) 右大臣 藤原師輔。このとき正二位。

(14) 正五位下守左中弁藤原朝臣文範 藤原元名男、母は藤原扶幹女。左少弁・右中弁を歴任し、天暦八年(九五四)九月二七日左中弁に転じる。同年十一月二日正五位下。その後、康保四年(九六七)に従四位上参議、大藏卿・民部卿を経て天禄三年(九七二)に中納言となった。永延二年(九八八)従二位中納言・民部卿の時、息子である為雅の受領申文を行っている(以上『補任』)。

(15) 左大史 未詳。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、近江国内の治安悪化に伴い、追捕使の任命者変更を裁許した太政官符である。官符内の文言にもあり、近江国は東海道・東山道・北陸道の結節点に位置し、そのため「奸猾之輩」が部に絶えない状況が続いていた。『別聚』天暦三年三月七日の太政官符では、正月二一日の近江国司解を受けて、それまで三人だった検非違

使を一人増やして四人とすることが定められている。さらに本文書によれば、天曆九年の段階まで追捕使の申請が行われており、部内の有力豪族が追捕使として任命されていた様子がうかがわれる。

追捕使は、諸国検非違使同様に、地方の状況をよく把握している国内の有力豪族が任命された。本文書でも佐々貴山公興恒・大友兼平、および前司介藤原朝臣清正によって申請されていた権大掾依智秦公広範、その替として申請された甲可臣是茂はいずれも近江国の在地豪族出身である。彼らの任命方法は、太政官符で中央から任命される形を取っているが、実際には国司による選定・申請が行われており、『北山抄』巻六には、「追捕使事 畿内近江等国、或奉勅宣旨、自余諸国々解申官、給上宣官府。〈押領使同之〉」とある。こうした追捕使に任命されるような国内の地方豪族勢力については、『高山寺本古往来』(一六)に、米の運輸に際した押領使任命の場合ではあるが、その適任者の選定理由について「郡司書生之間有所傳」とあり、在庁官人たちが把握していたと考えられる。また、さらに国衙文書の中にみえる「譜代図」(『群載』巻二二③・20)として国衙に把握されていたとする説もある(石井進「中世成立期の軍制」『石井進著作集』第五巻、二〇〇五、初出一九八七)。

天曆十年前後における近江国司と追捕使との状況を整理すれば下の図のようになる(『補任』)。

天曆九年・十年における近江国司の交替は史料上で正確に追うことはできないが、前任の守である大江維時は天曆八年まで近江守であることが確認され(『補任』)、任期が四年とすれば天曆九年に交替が行われたと考えられる。さらに介藤原清正が本文書所引の十月十七日近江国解の中で前司として登場することからも、この間に国司(守・

天曆 4	5	6	7	8	9	10	11
〈近江守〉	大江維時				?		
〈近江介〉	藤原清正				前司介清正	藤原元輔	藤原元輔
〈近江権介〉		藤原元輔		藤原元輔 (9/17再任)		藤原兼通	
〈追捕使〉	(佐々貴山公興恒)		(大友兼平)	2月 依智秦公広範		甲可臣是茂	

介)の交替が行われた可能性は高い。本文書では大友兼平の死去により藤原清正によって推挙された依智秦公広範について「齢已老、身非武藝」を変更理由に挙げているが、先に触れた追捕使の任命と国司との関係を考慮すれば、国司交替が行われたために、前司介清正の推挙を受けた依智秦公広範ではなく、新任国司が甲可臣是茂を新たに推挙したとも解せる。近江国において追捕使に任命された人物は蒲生郡・神前郡・滋賀郡・甲可郡などそれぞれの地域に基盤を持つ勢力であり、国司とこうした在地勢力との関係が追捕使任命にも大きく影響していたのではないだろうか。本文書が『群載』巻二二に載録されたのも、以上のような追捕使任命と国司との関係性からである。

【関連史料】

『別聚』天曆三年三月七日太政官符、『高山寺本古往来』、『北山抄』
卷六

【参考文献】

石井進「中世成立期の軍制」(『石井進著作集』第五卷、二〇〇五、
岩波書店、初出一九八七)、上横手雅敬「平安中期の警察制度」(竹内
理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』(吉川弘文館、一九六
九)、大饗亮「律令制下の地方警察組織」(『律令制下の司法と警察』
大学教育社、一九七九)、井上満郎「追捕使の研究」(『平安時代軍事
制度の研究』吉川弘文館、一九八〇、初出一九六九)

(武井 紀子)

③0 押領使官符

太政官符 出雲國司

應以清瀧靜平為押領使令追捕部内奸濫輩事⁽¹⁾

右得彼國去正月廿六日解状僞、謹檢案内、美作・伯耆等國中請官符、
押領使勤行警固事⁽²⁾。而此國在二境之中、暴惡之輩任心横行。自非官符
之使、何糾執惡之徒。加以年来之間、賦稅之民恣集黨類、動奪人物⁽³⁾。
謹案事情、糾捕凶類之道、尤在此使。方今靜平才幹兼備、亦堪武藝、
清廉之性、勤公在心。望請 官裁。准件等國例、以靜平被裁給押領使、
且令断凶惡之輩、且令在平善之風者、右大臣宣、依請者。國宜承知、
依宣行之。符到奉行。

從四位下行左中弁橘朝臣好古⁽¹⁷⁾

左大史出雲宿祢蔭時⁽¹⁸⁾

天曆六年十一月九日

【校訂註】

- (1) 濫…「盜」(伴・大)
- (2) 固…「國」(紅・東・伴)
- (3) 事…脱「事」を補(伴)
- (4) 中…「十」(底)
- (5) 恣…「盜」「恣」と傍書(伴)
- (6) 奪…「集準」(紅、「集准」「奪」と傍訂)(伴)
- (7) 謹…欠(紅)、脱「謹」を補(伴)
- (8) 案…脱(底)
- (9) 類…「頼」「類」と傍書(伴)
- (10) 才…「戈」(史・豊・伴)
- (11) 幹兼…欠(紅)
- (12) 廉…「廣」(紅、「廣」「廉」と傍書)(伴)
- (13) 以…「次」(紅、「次」「以」と傍書)(伴)
- (14) 被…「致」(伴)
- (15) 断…「新」(紅、「新」「断」と傍書)(伴)
- (16) 令…「今」(底、「今」「令」と傍書)(伴)
- (17) 從…「行」「從」と傍書(伴)
- (18) 橘…「橘」「橘」と傍書(伴)
- (19) 左…「大」(底・葉)
- (20) 史…「夫」(伴)

【書き下し】

太政官符す 出雲国司⁽¹⁾

応に清瀧静平を以て押領使と為し部内奸濫の輩を追捕せしむべき事
 右彼国去る正月廿六日の解状を得るに備へらく、謹みて案内を検する
 に、美作・伯耆等の国官符を申請し、押領使警固の事を勤行す。而る
 に此の国二境の中に在り、暴悪の輩心に任せて横行す。自ら官符の使
 に非ずは、何ぞ執悪の徒を糺さむ。加以年来の間、賦税の民恣に党類
 を集め、ややもすれば人物を奪ふ。謹みて事情を案するに、凶類を糺
 し捕ふるの道、尤も此の使に在り。方今静平才幹兼備にして、亦武芸
 に堪へ、清廉の性、勤公心に在り。望み請ふらくは官符を。件等の国
 例に准へ、静平を以て押領使に裁給せられ、且は凶悪の輩を断ぜしめ、
 且は平善の風を在らしめむことを、てへれば、右大臣宣すらく、請ひ
 に依れ、てへり。国宜しく承知し、宣に依りて之を行ふべし。符到ら
 ば奉行せよ。

從四位下行左中弁橘朝臣好古 左大史出雲宿祢蔭時

天曆六年十一月九日

【註】

- (1) 出雲国司 天曆六年当時の国司は不明。統群書類從第四輯上『外
 記補任』（原本は尊経閣文庫本）天慶九年（九四六）条の大外記
 十市部有象（のち中原有象）の尻付には「天曆二年正月任出雲
 守」と見えている。また『群載』卷十六天曆十年四月二日出雲
 国授戒牒には、「守平朝臣」らの位署が見えている。統群書類從
 本『外記補任』の記載によれば天曆六年は十市部有象の任終年に
 当たり、同時に『群載』卷十六授戒牒の平朝臣の初任年に当たる
 可能性が高い。『西宮記』卷二除目の勅物から、天曆六年正月十
 一日に除目下名が行われたことが確認でき、本官符発給のもとと

なった出雲国解が同年正月二六日に出されていることを考えれば、
 本官符は天曆六年正月除目で出雲守に任官した平朝臣の新任に
 伴って発給されたものである可能性が高いだろう。

(2) 清瀧静平 ほかにみえず。

- (3) 官符を申請し 本文書のように、押領使や追捕使は国司（受領）
 の申請に応じて、太政官符で任命されることになっていた。押領
 使・追捕使任命の官符は、本文書の他に②文書（天曆十年）、『符
 宣抄』第七所収の紀伊国追捕使（正曆三年（九九二）、陸奥国押
 領使（寛弘三年（一〇〇六））の事例が確認される。後掲の一覧
 表参照。

- (4) 二境 山陰道に属する出雲国が、東は伯耆国、西は石見国と国境
 を接していることを指す表現か。あるいは押領使の任命官符を申
 請した先例として挙げられている美作国、伯耆国のことを指すと
 も考えられるが、この場合は美作国が出雲国と国境を接していな
 い点が問題となる。

- (5) 官符の使 太政官符によって任命された押領使のこと。押領使や
 追捕使が地域の「暴悪の輩」、「執悪の徒」、「凶類」に対峙する際、
 中央政府の権威を背景にしていたことがうかがえる。

- (6) 国例 「国例」とは、国司官長受領化や国衙の所、在庁官人制の
 発達とともに、各国で独自に形成された国内統治方針に関する慣
 例のこと。ここでは伯耆国や美作国の、官符によって任命された
 押領使を設置することで国内の治安維持を図るという措置のこと
 を指す。

- (7) 右大臣 藤原師輔。右大将、從二位。忠平男で九条流の祖。

- (8) 橘朝臣好古 右京大夫從四位上公材男で、母は橘貞樹女。参議橘

- 広相の孫。延喜十五年（九一五）九月に文章生となり、同十九年には美濃権掾。延長二年（九二四）には少内記となり、同八年に叙爵。その後、大学頭・右衛門権佐などを経て天慶九年（九四六）に権右少弁。天曆四年（九五〇）には従四位下に進み、翌年左中弁。同八年には右大弁となり、天徳二年（九五八）には任参議（右大弁元の如し）。同四年には左大弁に転じ、応和二年（九六二）には正四位下。康保三年（九六六）には従三位権中納言に至り、翌年転正。天禄元年（九七〇）には大宰権帥を兼ね、翌年大納言に進む。同三年大宰府にて薨去（以上『補任』）。
- (9) 出雲宿祢蔭時 ほかにみえず。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は出雲国司の解にもとづき清瀧静平を押領使に任命する官符である。地方における押領使・追捕使の意義については⑳・㉑文書を参照。ここでは押領使・追捕使の任命方法について述べる。

『西宮記』卷十三諸宣旨、同書卷十五諸国追捕使事（巻次は故実叢書本）、『北山抄』卷六備忘略記・下宣旨事によれば、押領使・追捕使は任命申請の国解を太政官に提出し上宣官符によって任じられることを原則とし、畿内国や近江国の場合は奉勅宣旨によって任じられることもあったようである。本文書は出雲国の例であるが、上記の規定通り国解にもとづいた上宣官符によって押領使が任命されている。

このように押領使・追捕使の任命は国解によって申請されるが、その処分について『北山抄』卷七都省雜例では「諸国申置押領使事」を「申大中納言雜事」のうちの「上宣」に分類している（『九条年中行事』も同様）。したがって押領使・追捕使の任命申請の国解は奏上さ

れることなく、外記政の際に大・中納言によってその場で処理されたことになる。故に最終的に本文書のような上宣官符が発給されるのである。

しかし、後掲の「押領使・追捕使任命申請／処分形式一覧」を見ると、vi・viiのように奉勅宣旨によって任命される事例も確認できる（viiは畿内国の事例）。またviii～xは陣定にかけられた事例であるが、陣定が天皇によって提示された案件に対し公卿らが意見具申する場であることを、さらにその案件に対する最終決定は天皇に委ねられることを考えれば、これらの任命申請は天皇に奏上された上で陣定にかけられているのであり、最終処分も天皇によって示されるはずである。したがって陣定にかけられた押領使・追捕使の任命申請は最終的に奉勅型で処分されたはずである。これらの事例は畿内国の事例であるviiを除くと、国司（受領）の押領使兼任申請という点で一致しており、受領による押領使・追捕使の兼任申請は特別な事例として奏上され、陣定で審議されることになっていたようである。

十世紀後半頃から受領が国内統治上必要な事項を国司申請雜事として中央に申請し、陣定（諸国条事定）において審議されるようになるが、viii～xの事例はまさに諸国条事定の記録であり、受領による押領使・追捕使の兼任申請は国司申請雜事の一つとして扱われるようになったと考えられる。国司申請雜事は十一世紀末頃になると初任国司の慣例的な申請として形式化するが、江戸時代の承応四年（一六五五）四月十日の日付をもつ出羽守源久治の申請三箇条（勸修寺家文書）に「一、請任先例兼補押領使事」が見えているように、受領による押領使兼任申請は国司申請雜事の一項目として慣例化していったようである。

〈押領使・追捕使任命申請／処分形式一覧〉

番号	申請年月日	処分年月日	国司	押領使・追捕使	処分形式	出典
i	天曆6(952)・11・9(国解)	天曆6・11・9 (官符)	出雲国司	清瀧静平 (押領使)	上宣型	『群載』卷22(⑩文書)
ii	天曆9(955)・10・17(国解)	天曆10(956)・6・13 (官符)	近江国司	甲可是茂 (追捕使)	上宣型	『群載』卷22(⑨文書)
iii	正曆2(991)・11・28(国解)	正曆3(992)・10・28 (官符)	紀伊国司	御春聡高 (追捕使)	上宣型	『符宣抄』卷7
iv	長保5(1003)・3・10(国解)	寛弘3(1006)・3・9 (官符)	陸奥国司	平八生 (押領使)	上宣型	『符宣抄』卷7
v	寛弘3(1006)・4・11(国解)	—	淡路国司	高安為正 (押領使)	(上宣型?)	『群載』卷22(⑧文書)
vi	天曆4(950)・2・20(申文)	天曆4・5・5 (宣旨)	下総守 藤原有行	受領兼任 (押領使)	奉勅型	『群載』卷22(⑦文書)
vii	—	応和2(962)・12・26 (宣旨?)	大和国司	巨勢忠明 (追捕使)	奉勅型	『西宮記』卷14裏書
viii	—	寛弘2(1005)・4・14 (陣定)	上野介 橘忠範	受領兼任 (押領使)	奉勅型	『平松文書』 (平・四三九)
ix	—	大治5(1130)・9・4 (陣定)	遠江国司	受領兼任 (押領使)	奉勅型	『長秋記』 大治5・9・4条
x	—	長承2(1133)・2・28 (陣定)	安房国司	受領兼任 (押領使)	奉勅型	『中右記』 長承2・2・28条

* 下向井龍彦「諸国押領使・追捕使史料集成」(『広島大学文学部紀要』45、1986)より作成

『群載』卷二二では⑭～⑯文書によって、上宣型(国解による受領以外の人物の任命申請、⑰・⑱・⑲)と奉勅型(受領による兼任申請、⑳)の双方を例示することで、押領使・追捕使の任命手続きを示したものと思われる。

なお、本文書の『群載』への採録経緯であるが、内容的に編者三善為康の職務や活動とは直接かわからず、藤原為房・為隆父子などの協力者の関与も見出せない。しかし本文書を含めた天暦年間の文書は卷二二全体で五通確認できるが、そのうちの四通までが押領使・追捕使関連の文書である(⑳・㉑・㉒・㉓)。承平・天慶の乱を画期に押領使・追捕使の制度が全国的に整備されたと見るならば、天暦年間の文書は典型例としてふさわしいものである。したがって『群載』成立以前から本文書を含めたこれらの文書は、押領使・追捕使関連の文書としてよく知られていたのではないだろうか。

【関連史料】

『西宮記』卷十三諸宣旨、同卷十五諸国追捕使事(巻次は故実叢書本)、『北山抄』卷六備忘略記・下宣旨事、同卷七都省雜例・申大中納言雜事、『符宣抄』第七檢非違使事(押領使)

【参考文献】

下向井龍彦「諸国押領使・追捕使史料集成」(『広島大学文学部紀要』四五、一九八六)、曾我良成「諸国条事定と国解慣行」(『日本歴史』三七八、一九七九)、谷口昭「諸国申請雜事」(『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇)

(磐下 徹)

③捕進官符

太政官符 左右京職

應饒捕進伊豫守佐伯朝臣公行妾從者藤原吉道・出納不知姓春正等事
右内大臣宣、奉 勅、件吉道等為勘糺奉咒咀中宮之事、宜仰彼職、慥
尋在處。令捕進之輩、隨其品秩將加勸賞者。職宜承知、依宣行之。所
犯已重、不得疎略。符到奉行。
正四位上右中弁 左少史

寛弘六年十一月廿日

【校訂註】

- (1) 進…「追」「進歟」と傍書(葉・東)
- (2) 妾…「三女」(葉・史・豊・紅・東・伴・大)
- (3) 勅…闕字せず(紅・東・伴)
- (4) 勅…「勅」「勅」と傍書(伴)
- (5) 吉…「昔」(紅)
- (6) 糺…「紀」(葉)
- (7) 秩…「秩」「秩」と傍書(伴)
- (8) 將…「暫」「將イ」と傍書(史)、「暫」(豊)
- (9) 承…「不」(紅・伴)
- (10) 已…「之」(紅)、「之」「已」と傍書(伴)
- (11) 重…「座」(紅)、「座」「重」と傍書(伴)
- (12) 疎…「路」「疎」と傍書(伴)
- (13) 右…「右」「左」と傍書(伴)
- (14) 「左」以下3文字脱(紅・伴)

【書を下へ】

太政官符す 左右京職

応に慥かに伊予守佐伯朝臣公行妾の從者藤原吉道・出納不知姓春正
等を捕へ進むべき事
右内大臣宣すらく、勅を奉るに、件の吉道等中宮を呪咀し奉るの事
を勘糺せむがため、宜しく彼の職に仰せて、慥かに在処を尋ぬべし。
捕へ進めしむるの輩は、其の品秩に随ひて將に勸賞を加へむとす、
へり。職宜しく承知し、宣に依りて之を行ふべし。犯す所已に重く、
疎略にすることを得ざれ。符到らば奉行せよ。

正四位上右中弁 左少史

寛弘六年十一月廿日

【註】

- (1) 佐伯朝臣公行妾 『百鍊抄』寛弘六年二月四日条をはじめとした
中宮彰子呪詛事件の關係記事より、高階光子であることがわかる
(但し諸史料には「妻」とある)。本文書とほぼ同内容を示す文書
が『要略』卷七十糾弾雜事に収載されており(同年二月二十日官
符)、大系本は「佐伯朝臣公行妻」と翻刻するが、鼈頭によれば
福田文庫本は「妾」であり、「妾」字が正しいと結論できる。
よって底本を除く本文書の写本すべてが「三女」とするのは、
「妾」の崩し字を誤読したためであると考えられよう。三条西古
本系・後陽成院所持本系ともにかような誤りが見受けられること
から、おそらく祖本である金沢文庫本において、誤読を誘発する
字形であったことが推測される。以下、高階光子の略歴を記す。

- 生没年未詳。従二位成忠女（『権記』寛弘六年二月五日条）。永祚二年（九九〇）、藤原定子が入内したおりに叙爵（『小右記』同年十月二日条）。『要略』卷七十・寛弘六年二月二十日付勅文によれば光子は中関白家宣旨であったことが知られ、おそらく定子の入内に際して宣旨に転じたと考えられる。なお、佐伯公行の略歴は以下の通りである。貞元元年（九七六）大外記に任ぜられ、永延元年（九八七）に遠江守となり（『外記補任』）、その後信濃守などを経て（『略記』長徳四年（九九八）是年条）、寛弘三年（一〇〇六）二月、伊予守に着任（『御堂』二月二十日条）。寛弘六年二月に妻の高階光子が本事件によって罪科に処され、同七年三月十一日に出家した（『御堂』三月十二日条）。
- (2) **藤原吉道** 本事件の関連史料を除き、ほかにみえず。高階光子に侍った従者であった。
- (3) **出納** 文書・書籍をはじめとした様々な財物の出し入れや、算用などを担当する下級事務職員。特に蔵人所の出納が著名であり、学生、明法生、諸国の目などが多くこの任に当たった。また、『群載』巻七・補関白家出納長者宣（嘉承二年（一一〇七）四月日）より、公卿の家政機関である政所にも出納が置かれたことが知られる。
- (4) **不知姓春正** 本事件の関連史料を除き、ほかにみえず。高階光子家の出納であった。
- (5) **内大臣** 藤原公季。右大臣師輔男。康保四年（九六七）叙爵。侍従、左中将、備前守を歴任し、永観元年（九八三）参議。正暦二年（九九二）中納言、長徳元年（九九五）大納言、同三年内大臣となる。本文書の時点では、内大臣兼左大将（以上『補任』）。
- (6) **中宮** 藤原彰子。前年に敦成親王（のちの後一条天皇）が産まれている。
- (7) **宜しく…むとす** 註(1)で触れた『要略』卷七十収載官符には、「宜仰彼職慥尋在所令捕進。但捕獲之輩、随其品秩将加勸賞」とある。『要略』収載官符の方が意味が通るため、本文書は誤脱が生じたとみるべきだろう。
- (8) **品秩** 位階と俸禄のこと。
- (9) **右中弁** 『弁官補任』によれば、本年の右中弁は当初従四位下藤原経通であったが、三月四日に転任、替わって従四位下藤原重尹が着任している。しかし本文書に記す位階は正四位上であり、合致しない。一方、註(1)で触れた『要略』卷七十収載官符には「正四位上行宮内卿兼左中弁備中権守源朝臣道方」とあり、本文書の「右」が「左」の誤りであれば、矛盾は生じない。全ての写本が「右」とするものの、これは「左」が正しく、誤りとみなすべきだろう。以下、源道方の略歴を記す。左大臣源重信男。寛和二年（九八六）叙爵。侍従、右兵衛権佐、少納言、宮内卿などを経て寛弘二年（一〇〇五）に左中弁。その後同四年に蔵人頭となり、正四位上。同六年三月、右大弁に転任した（以上『補任』）。
- (10) **左少史** 註(1)で触れた『要略』卷七十収載官符には、「正六位上左少史竹田宿禰宣理」とある。以下、竹田宣理の略歴を記す。生没年不詳。寛弘六年正月二日、結政に奉仕したことがみえ、同年三月十四日、陣申文で馬料文を上っている（一枚左少史宣理馬料文）。同八年九月五日には右大史としてみえ、同年九月十五日、装束司判官に補任された（以上『権記』）。
- (11) 十一月廿日 註(1)で触れた『要略』卷七十収載官符には「二月廿

日」とあり、相違する。事件の顛末については【文書の位置づけ・機能】を参照されたいが、追捕にあたっては左右京職に官符が下されただけでなく、檢非違使にも官符が出されていた点が重要である。この宣旨も『要略』巻七十に収録されているが、日付は同じく「二月廿日」である。また、二月二十日に陣定で首謀者等の罪刑が決定されており（『紀略』）、十一月になって捕進を命ずるとするのも解せない。さらに問題となるのは、註(9)で述べたように源道方は三月に右大弁に転任しているため、「十一月廿日」という日付では全く整合性がとれなくなる点である。以上の諸点から、本文書が「十一月」とするのは先の「右中弁」のケースと同じく誤りであり、正しくは「二月」とするべきだろう。

補注

本文書の参考に供するため、『要略』巻七十収載官符を次に掲げる。

太政官符左右京職

応槩尋在所、捕進伊予守佐伯朝臣公行妾従者藤原吉道・出納不知姓春正等事

右内大臣宣、奉勅、件吉道等、為勸糺奉呪咀皇后之事、宜仰彼職槩尋在所令捕進。但捕獲之輩、随其品秩将加勸賞者。職宜承知依宣行之。所犯已重、不得疎略。符到奉行。

正四位上行宮内卿兼左中弁備中權守源朝臣道方

正六位上左少史竹田宿祿宣理

寛弘六年二月廿日

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、寛弘六年に中宮彰子と敦成親王に対する呪詛事件が発生し、その関係者の捕進を左右京職に命じた太政官符である。以下、事件の経過をまとめると、次のようになる。

寛弘六年正月三十日、中宮彰子と敦成親王を呪詛する厭符が発見された（『紀略』同日条および『権記』二月一日条）。その後迅速に調査が進められ、二月四日に中宮と敦成親王および左大臣藤原道長を呪詛した疑いで法師円能を捕らえて勘問し、造意者を供述させた。このとき判明した関係者は、伊予守佐伯公行の妾高階光子、民部大輔源方理、妻源氏、その父（前越後守）散位源為文であった（『百鍊抄』）。五日、呪詛を行った陰陽法師円能を左近馬場で勘問し、造意者の罪名を明法博士に勘申させた（『紀略』）。そして高階光子を召すためその宅を包囲したものの、既に逃亡した後であった（『権記』）。八日、首謀者の高階光子と源方理の二名は除名のうえ絞罪、僧円能は還俗のうえ絞罪、源為文は処分保留との勘申が為された（『要略』巻七十・寛弘六年二月八日勘文）。この勘文から、藤原吉道は厭符の件を知っていたため（「但宣旨宅（尔）侍藤原吉道（奈牟）案内（者）知（テ）侍（良牟）」）、また春正は円能のもとに使者として赴いたことがあり（「彼宅出納春正（者）为使雖来円能許、案内（者）不知（也）侍（良牟）」）、（円能は否定するが）内実を知る疑いを否定し去れないため、同様に追捕されたことがわかる。二十日、「寄事前太宰権帥藤原朝臣伊周也。事之根元在藤原朝臣。」として、藤原伊周の朝参を停止した（『要略』巻七十・寛弘六年二月二十日宣旨）。しかし、同日の陣定で決定された処分は、勘申よりはるかに軽く、源方理と高階光子は除名のみ、円能も絞罪を免ぜられて還俗のみ、というものであった（『紀略』）。また、逃亡中の藤原吉道・不知姓春正の追捕命令が左右京職および檢非違使

に下達された（『要略』巻七十・二月廿日付宣旨および官符）。註(1)で述べたように、本文書の年月日は二月二十日が正しいと考えられ、まさしく逃亡中の二者の追捕を命じたものと理解できる。

呪詛計画の中心人物である源方理は伊周の腹心であり、高階光子は高二位（高階成忠）の娘で、伊周の父道隆の中閨白家に仕えた宣旨であった。したがって本事件は吉川美春氏が述べるように、伊周の復権を願う貴族達が画策した道長流に対する呪詛であったと考えられる。

本文書発給の背景は以上のごとく考えられるが、次に問題となるのは、『要略』巻七十所収の寛弘六年二月二十日官符との関係である。そもそも、『群載』はなぜ『要略』に比して種々の誤りを含んで当該官符を収載しているのだろうか。二書の成立年代をみると、先行する『要略』は長保四年（一〇〇二）頃成立し、『群載』は長承二年（一一三三）頃になっている。かように比較すると、三善為康は『要略』を実見して本文書を収録したかのごとく覚えるが、実は『要略』自体も大きな問題をはらんでいる。と言うのも、これまで引用してきた『要略』の諸文書は、後世の追記であると考えられるからである。『要略』巻七十の本事件に関係する文書群は寛弘六年二月八日勘文より始まるが、これには「爰奉呪咀皇后之事、寛弘六年二月発覚。拷訊陰陽師、断定罪名等、遠祖先公之行。当時相府不欽歎。但呪咀之起、事依皇后。結断之文、可謂難義。為示後学、載注于左。」という前文が存在する。つまり、虎尾俊哉氏が述べるように、『要略』の注記は基本的に全て惟宗允亮が為したものであるが、この部分のみ、本事件を担当した惟宗允正（『要略』の著者である允亮の弟）を「遠祖先公」と呼ぶ子孫の手によっているのである。したがって、本部分は允正を「遠祖」と呼ぶほど時代が下った頃に注記されたのであり、両書の成

立年代はこの場合問題解決の決め手にはならないのである。

よって次に問題となるのは、『要略』の典拠となった惟宗氏所蔵文書を為康が実見して『群載』に収録したのかどうか、という点である。『要略』所収官符は、惟宗氏相伝の記録から補筆されたものと考えられるが、そもそも『群載』が『要略』を参考にした可能性が低いことは、彌永貞三氏が既に指摘している。よって、為康は別ルートで情報を入手したものと考えられよう。そこで、署判部分に注目したい。

『群載』巻二二において、署判部分を省略しているものとそうでないものが混在していること（ほぼ半々）から、為康が文書の実物を臨写した際に、本文書のかかる部分を意図的に省略したとは考えにくい。つまり、為康が実見した時点で、当該部分の詳細は既に省略されており、『群載』所収官符の祖本は既に写本の状態であったと推測されよう。以上から、『群載』所収官符の誤字・脱文は、その祖本の時点で既に為されており、為康はそれをそのまま収録した、とも考えられるのである。『群載』自体の転写過程における誤りである可能性は依然として捨てきれないが、一案として提示しておきたい。

最後に、『群載』への収録の意義について附言する。そもそも官符の対象は左右京職であるが、これは京職が国司に比肩するため、「諸国雑事」の一事例たり得るとの判断のもと、収められたとみてよいだろう。本文書は「追討官符三通」の最後のひとつとして収録されているが、前二者は国司に対する押領使任命の官符である一方、本文書はあくまで呪詛事件というイレギュラーな案件であり、性格が異なっている。よって本文書は、「部内凶黨」といった幅の広い対象ではなく、一事件発覚の際の個別追捕の一例として、「追討官符」の項の最後に添えられたものと位置づけられるのである。

【関連史料】

『要略』卷七十糾彈雜事、『百鍊抄』寛弘六年二月四日条、『紀略』
寛弘六年二月五・二十日条、『権記』寛弘六年二月五日条

【参考文献】

吉川美春「古代の呪詛に関する一考察」(『日本学研究』三、二〇〇
〇)、虎尾俊哉「政事要略について」(『古代典籍文書論考』、吉川弘文
館、一九八二、初出一九七二)、彌永貞三「朝野群載」(『国史大系書
目解題』上卷、吉川弘文館、一九七二)、前田禎彦「平安時代の法と
秩序」(『日本史研究』四五二、二〇〇〇)

(吉永 匡史)